
出席議員（20名）

1番	広 沢 真 君	2番	有 賀 光 子 君
3番	水 戸 義 裕 君	4番	森 淑 子 君
5番	大 坂 三 男 君	7番	白 内 恵 美 子 君
8番	百 々 喜 明 君	9番	佐 藤 輝 雄 君
10番	我 妻 弘 国 君	11番	太 田 研 光 君
12番	小 丸 淳 君	13番	星 吉 郎 君
14番	水 戸 和 雄 君	15番	加 藤 克 明 君
17番	杉 本 五 郎 君	18番	加 茂 力 男 君
19番	大 沼 喜 昭 君	20番	大 沼 惇 義 君
21番	加 茂 紀 代 子 君	22番	伊 藤 一 男 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長 部 局

町 長	滝 口 茂 君
副 町 長	小 泉 清 一 君
会 計 管 理 者	平 間 春 雄 君
総 務 課 長	村 上 正 広 君
企 画 財 政 課 長	加 藤 嘉 昭 君
ま ち づ くり 推 進 課 長	菅 野 敏 明 君
税 務 課 長	小 林 功 君
町 民 環 境 課 長	大 宮 正 博 君
健 康 福 祉 課 長	平 間 洋 平 君
子 ども 家 庭 課 長	笠 松 洋 二 君
地 域 産 業 振 興 課 長 併 農 業 委 員 会 事 務 局 長	佐 藤 松 雄 君

都市建設課長	佐藤輝夫	君
上下水道課長	大久保政一	君
槻木事務所長	高橋礼子	君
危機管理監	吾妻良信	君
地域再生対策監	大場勝郎	君
公共工事管理監	松崎秀男	君
税収納対策監	加茂和弘	君
長寿社会対策監	水戸敏見	君

教育委員会部局

教 育 長	阿部次男	君
教育総務課長	小池洋一	君
生涯学習課長	丹野信夫	君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	松 崎 守
主 幹	相 原 光 男
主 査	遠 藤 幸 恵

議 事 日 程 (第4号)

平成20年12月10日(水曜日) 午前10時 開 議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

森 淑 子

佐 藤 輝 雄

第3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

第4 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて

第5 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて

第6 議案第4号 仙南地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び仙南地域広域行政事務組合同規約の変更について

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（伊藤一男君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は20名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（伊藤一男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において10番我妻弘国君、11番太田研光君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（伊藤一男君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き一般質問を行います。

4番森 淑子さん、直ちに質問席において質問してください。

〔4番 森 淑子君 登壇〕

○4番（森 淑子君） 4番森 淑子です。

大綱2問質問いたします。

1、西住児童館の廃止について。

先般の30区での住民説明会で、西住児童館廃止に関しての質疑がありました。平成18年度に「町は大なたを振るった」と新聞紙上で評されるほど厳しい財政再建プランをまとめ、47項目の事業見直しを提示しました。町民の理解を求めするために、10月に町内13カ所で説明会を開きました。議会では、これを受けて、佐藤輝雄議員を委員長とする財政再建調査特別委員会を設置して審議し、報告書を提出しました。12月定例議会では、関連する21件の条例改正案も可決し、19年度から本格実施となって今日まで続いています。

幼児保育型児童館については、財政再建プランの中で、22年度より順次、児童館廃止、幼稚

園化の方針を打ち出しています。財政再建調査特別委員会では、この案件について、「財政再建プランの方向で取り組むこと」と報告しました。

そこで、伺います。

1) 町はこの報告書に基づいて廃止の方向で検討されてきたと思うが、これまでの地域住民への説明は、どのようなものだったのか。

2) 21年度も児童を募集している。募集要項には、22年3月末をもって廃止予定とあるが、21年度は募集するべきではなかったのではないか。

3) 柴田町私立幼稚園就園奨励費補助金を増額できないか。

大綱2、公共下水道普及率を上げて歳入増を。

公共下水道は、毎年、莫大な費用をかけて建設をしていますが、工事の終わった区域で100%の世帯が利用するという状況にはなっていません。待望の下水道の供用が始まって自宅に接続しないのは、ふろ場、洗面所、台所、トイレ等の改装も兼ねて工事をするのは負担が大きいかからと考えられます。町があっせんする無利子の50万円を借りても、その他に銀行からの借入金、下水道使用料、受益者負担金と3年間は厳しいものがあります。

そこで、伺います。

1) 水洗化資金を1戸につき50万円以内で金融機関から無利子で借りられる制度の利用者は、年間、何人いるのか。

2) 3年以内に返済、連体保証人は町内居住者とする利用条件を緩和できないか。

3) 融資金額をふやせないか。

4) 仙台市では、全下水道管の2割が法定耐用年数を超えるというが、本町の下水道管更新の計画はどのようになるか。以上です。

○議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 森 淑子議員、大綱2点ございます。

まず、西住児童館の廃止についてでございます。

1点目、住民への説明、どのようなものだったのかということでございます。

月曜日、太田議員にもお答えいたしました。この幼児型児童館は、法律に準じた形で行なってきたために中途半端な位置づけでございましたので、大分前から、その取り扱いについて議論がなされておったところでございます。私になってから、平成15年12月の議会行財政改革特別委員会の報告書の中で、幼児教育、児童保育については、民間委託、民営化、学校

併設といった方向性の中で、議会との総意を得てきたという流れの中で、これまで町では財政再建プランに対する考え方について町内13カ所での町民懇談会や広報しばたに掲載し、幅広く住民への情報提供に努め、共有化を図ってきました。

実質的な西住児童館の廃止を議題とした地域住民への説明は、これまで町主催が3回、住民からの要請が1回の計4回実施いたしました。第1回目は、西住児童館の平成19年度入館児童の保護者を対象とした意見交換会を平成22年3月3日に開催し、児童館の現状、背景、課題などの説明と、それを踏まえて西住児童館の平成20年3月末での廃止を提案するとともに、保護者の方からは廃止後の支援策などについての意見をいただきました。また、平成21年度の児童募集の質問に対しては、4歳児は募集しない方向で考えているとの答弁をしております。

その後、保護者との意見交換を踏まえまして、改めて役場内部で、児童の良好な保育環境などをさまざまな角度から再検討した結果、今後の町の方針として、一つは、「西住児童館を財政再建プランに基づき平成22年3月末で廃止する」、二つ目は、「平成21年度は、4歳児、5歳児ともに募集する」、三つ目は、「平成21年度に西住児童館に入館された児童で平成22年度に私立幼稚園に入園された方について、在籍期間に合わせ財政支援を行う」といった3項目を決定し、新たに入所した4歳児の保護者を含めた第2回目の説明会に臨むことといたしました。

2回目は、平成20年度入館児童の保護者を対象とした意見交換会を平成20年8月29日に実施し、廃止に向けた町の方針、3項目の提案と説明を行ないました。20名の出席者からは、存続の要望や町の提案した方針についての質問をいただきました。

また、10月15日には、地区住民の皆さんで設定された説明会への出席要請がありましたので、町といたしましても積極的に参加させていただき、町の方針3項目を提案しました。

第4回目となりました10月28日は、第30行政区住民への説明会と位置づけまして、区長配達にて全戸へご案内を送付しまして開催いたしました。説明の内容は、これまでと同様に児童館の現状、背景、課題と、それを踏まえた形での西住児童館の廃止に向けた町の方針を提案いたしました。出席者からは、その提案に対するさまざまなご意見をいただきました。今後不安感を解消していただけるよう説明に努めるとともに、その場で回答できない項目や新たな資料の請求については、次回の説明会などにおいて答弁、資料提供をすることといたしました。

なお、次回の第30行政区住民への説明会は、地区住民が出席しやすい夜の時間帯での開催要

望がありましたことから、12月19日の午後7時から西住公民館において開催いたします。

2点目、21年度は募集すべきではなかったのではないかとございます。

西住児童館に入館している児童の保護者を対象とした平成20年3月3日の意見交換会では、平成21年度は5歳児のみの保育で、4歳児は募集しない方向で進めたいという町の考え方を示しましたが、出席者からのご意見などを参酌しまして、その後に役場内部でさまざまな角度から再検討した結果、1点目のご質問でも答弁しましたが、西住児童館の廃止に向けた町の方針3項目の一つとして、平成21年度も4歳児を募集することとしたものです。

その理由としては、平成21年度に4歳児を募集しない提案について保護者の皆様と合意を得るまでに至らなかったことと、平成21年度、児童が5歳児だけの場合に16名だけとなり、児童館に求められる児童館は、集団生活を通して児童の個性や人間性を豊かにはぐくむ場でもあり、児童の主体的活動は友だちとの相互交流で豊かになり、人とのかかわる力などについても育成されることから、一定の児童数がないと集団による生活体験、基本的な生活習慣の形成など保育を進める上で好ましくないとの考えと、さらに兄弟姉妹の人数が少ない時代においては集団生活を大事にしていかなければならないと考え、平成21年度に4歳児を募集することとしたものです。

3点目、私立幼稚園の補助金の増額ですが、町内に住所がある私立幼稚園に就園する児童の保護者の保育料の負担軽減を目的に、住民税課税状況に応じ補助金を交付しています。平成20年度は、対象になった方が334人中254人が補助金をもらっておりまして、対象外は65名です。補助金総額1,950万9,000円をございました。そのうち町の負担額は見込み額で1,435万2,000円をございます。平成21年度も平成20年度に引き続き、国が示す保育料等の補助単価額が引き上げられる予定でございます。引き上げ額は3,600円から最高18万8,000円の増額となっています。その結果、平成21年度は、対象になる方が平成20年度と同じで積算しますと、補助金総額が2,620万2,000円、前年比669万3,000円の増額となります。町の負担は2,008万8,000円、前年度と比較しまして町のお金が573万6,000円増額を見込んでおります。今の財政状況を考えますと、町単独でさらにこれ以上の補助金の引き上げを実施するのは当面困難であると考えております。

2点目、公共下水道の関係でございます。

1点目、何人利用しているかということです。

本町におきまして、皆様に水洗化のための改造資金として金融機関から無利子で借入れが行えます融資のあっせん制度は、昭和59年度に制度化を行いました。

ご質問の制度の利用者の人数につきましては、昨年平成19年度末で、延べ1,096人の利用者数となっております。最近5年間での平均は、低金利の影響も考えられますが、約10人と減少傾向にあります。なお、本年度に入りましての利用者数は、現在のところ6人となっております。

利用条件の緩和でございます。

現在の融資あっせん条件の、返済の期間、連帯保証人の取り扱いにつきましては、阿武隈川下流域内市町と大体同じであります。返済期間については4年から5年の市町もあることから、ご質問の内容につきましては、今後金融機関と協議を行いながら、期間延長の方向で検討するとともに、あわせて連帯保証人の関係についても、議員の提案に沿うよう検討してまいります。

次に、3点目、融資金額をふやせないかについてでございます。

昭和59年度に開始いたしました当時から、融資あっせん額は50万円以内となっております。これにつきましても同様に、50万円から80万円の市町もありますので、今後より普及率を高めるという観点から、関係金融機関と協議を行い、融資増額の方向で検討してまいります。

次に、4点目、仙台市では全下水道管の2割が耐用年数を超えるが、本町ではどうか。

本町の下水道は、昭和49年度に事業認可の手続きを行い、5市6町で組織する阿武隈川下流域関連公共下水道として事業を着手いたしました。昭和50年度から工事を実施し、昭和60年度の1月より供用を開始しております。

ご質問の本町の下水道管更新の計画についてであります。下水道管の法定耐用年数は50年です。本町で工事を実施した昭和50年から数えますと、本年度末現在で33年が経過することとなり、法定耐用年数と比較した場合、まだ17年の残存があることとなります。しかしながら、一方では、当初の工事を実施してから既に33年が経過しているという見方もございますので、現在、県と協議を行いながら、更新計画である国庫補助事業の下水道長寿命化支援制度として事業実施に向けて進めているところでございます。以上でございます。

○議長（伊藤一男君） 森 淑子さん。

○4番（森 淑子君） 西住児童館への来年度の申し込みは何人でしょうか。

○議長（伊藤一男君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 11月1日から11月15日までが申し込み受付期間ということで行ったんですが、4歳児としての申し込みは6件というふうになってございます。でありますから、本年度4歳児でいらっしゃるお子様が来年度は5歳ということで入館されますので、

申し込みは新規としては6名というふうになっております。

○議長（伊藤一男君） 森 淑子さん。

○4番（森 淑子君） 西住地区の4歳児の中で何人ぐらいがよそへ行くことになりますか。

○議長（伊藤一男君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 21年度に4歳児になられる30区のお子様ということで抽出しますと18名いらっしゃるようになります。そのうちの6名の皆様が、今回西住児童館の方への申し込みが6名であるということでございます。

○議長（伊藤一男君） 森 淑子さん。

○4番（森 淑子君） あと、12名のお子さんはどこに行くことになっているかわかりますでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 20年度におきましても、町の保育所だったり、あとは私立の幼稚園のところに行かれています方もいらっしゃいますので、調査はしてございませんが、そのような形をとっていくのかなというふうに考えているところです。

○議長（伊藤一男君） 森 淑子さん。

○4番（森 淑子君） そうしますと、来年度は、ことし申し込まれた6人と、あと今の4歳児が1年繰り上がって5歳児ということは、16人ということですね。その辺は、教育的な見地からはどうなのでしょう、16人。2クラスになるわけですね、そうすると、年長と年中という感じで。10人と6人というのは、教育的にいかがなものでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 今議員さんがおっしゃいましたのは、来年5歳児になる子どもさんが16名で、4歳児で入られる方が6名でございますので、このままで21年の4月を迎えますと22名という形になるのかなというふうに考えております。

今回、町の財政再建プランの項目にも上げられて、この西住児童館廃止に向かう協議の中でも、児童にとっての保育環境ということでの条件としましては、1クラスせめて20名ほどというようなことで識者の方のご意見もあるということですので、それをもとに考えているところから考えますと、やはり少ない状況であるのかなというふうにとらえているところです。

○議長（伊藤一男君） 森 淑子さん。

○4番（森 淑子君） 22年の3月に廃止ということになりますと、5歳児が卒業した後の6人の子どもたちは、どのようになるのでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 22年の3月に廃止という方向で進めば、22年度につきましては、町で提案させていただいた方針の一つとして、財政支援を考えましての私立幼稚園なりそういうところに移られる児童の皆さんについては財政的な支援を考えていくということでご説明をさせていただいたところでございます。

○議長（伊藤一男君） 森 淑子さん。

○4番（森 淑子君） そうしますと、来年入る6人の子どもたちは、1年児童館にいて、また1年後に別の環境に入ることですね。子どもにとっては結構厳しいことだと思います。全く違う、今まで家族の中にいたものが児童館に入り、また1年後に、またほとんど知らない人たちばかりのところに入るということですね。その点については、どうしてお考えでしょうか。保護者の方たちとの話し合いの中でそうなったということですが、どのような理由で、1年たったらばらばらになるというふうな結論を出されたのでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 子どもにとっては、そのように環境が変わることについての考えもございました。その中で、8月29日に説明会をさせていただいた中の保護者の皆さんからのご質問といいますかご意見の中に、21年に向けての4歳児の募集をしない場合は5歳児の子どもさんだけが21年度を西住児童館で過ごされるという形になるんじゃないかと。そういう場合に、下の子どもが入ってこないという状況の中で保育環境が変わることから心配があるんですよというようなご意見もいただきまして、また、やっぱり児童館の中で、先ほど町長の答弁にもございましたように、「共育ち」ということで、異年齢集団の中で子どもたちの保育ということを考えますと、やはり単独年齢の保育というよりは、2歳の年齢の構成ができる保育環境というものが望ましいのかなという考えから、4歳児も今回は募集をするということで考えさせていただきました。

今議員のご質問にもありましたようにではありますけれども、22年度に廃止になったときに、今4歳で入っている子どもさんが場所環境が変わることについても支援をしていかなければならないかなというふうに考えております。

○議長（伊藤一男君） 森 淑子さん。

○4番（森 淑子君） 場所環境が変わることでの町でできる支援というのは、どういうことを指しているのでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） それにつきましては、受け入れ先となります町内の私立幼稚園、または30区の場合ですと、現に隣の大河原町の方にあります私立幼稚園もございますので、そちらとの調整、協議をして支援を努めていくようにというふうに考えているところです。

○議長（伊藤一男君） 森 淑子さん。

○4番（森 淑子君） 平成15年に行財政改革特別委員会が報告書を出しております、この中で児童保育については原則民間委託するようにとありますけれども、この件については検討されたことはありますか。

○議長（伊藤一男君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） その件につきましては、前に、町内の私立幼稚園運営者の皆様との会議を持っているところがございます。その中でのお話とかでは出ているんですが、具体的にそれが進むといたしますか、そういう内容での協議の結論まではいっていないという状況でございます。

○議長（伊藤一男君） 森 淑子さん。

○4番（森 淑子君） 先日の西住地区での懇談会がありましたけれども、そのときに、昭和60年代から町の幼児教育のあり方について議論があったという話をされていましたが、それからもう20年以上もたっております。その間、どういう話し合いがなされて、どういう計画で幼児教育を進めていくということになったのか。話し合いの経過をお聞かせください。

○議長（伊藤一男君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 議員さんのご質問にありますように、町民懇談会の中での答弁の中でもそのような形でお答え申し上げます。17年の第4回定例会におきまして、たしか白内議員さんからのご質問かと思うんですが、これからの町の幼児教育なり幼児保育についてのご質問がございました。その中でも、町といたしましては、今、町が運営しております保育型児童館という形が、本来は幼稚園という形の業務を持っておるものですから、それについての取り扱いを行っていくということで検討してきております。ただ、なかなか施設の状況とか、あとは職員の配置の状況とかもございまして、それが具体的にその姿を見るという形にはなってございませんが、今回、財政再建プランとの兼ね合いもございまして、まずは今幼児保育型児童館についての整理をしていくという方針で取り扱ってきているということでございます。

○議長（伊藤一男君） 森 淑子さん。

○4番（森 淑子君） 平成19年の3月に議会から報告書が出たわけですね。ですから、初めて住民との説明会を開いた20年3月との間に1年間あるわけです。議会から報告書が出た時点で、というか、もう既に財政再建プランの中では決まっていたことですから、もっと早い段階で住民の皆さんと、地区の皆さんと話し合いを進めていくべきではなかったかと思うんです。第2回目が8月ですか。やっぱり、廃止する場合には順序というものがあると思うんです。皆さんとの話し合いの方法をどういうふうにしていくか。住民説明会を開くのが遅かったのが、今こじれている一番の原因ではないかと思えますけれども、その辺はいかがでしょう。

○議長（伊藤一男君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） これは、今申し上げました町の主催した説明会なり10月15日でしたか、30区の皆様から説明会を開くので、要請がありまして、出席させていただいた場でも町民の皆様からは、町の説明が遅かったということについてのご意見をいただきましたので、これは町としましても、私といたしましても、そのとおりでございますということで、申しわけなく思っているところでございます。

○議長（伊藤一男君） 森 淑子さん。

○4番（森 淑子君） 民間幼稚園では、3年保育が始まった時点でもう児童が集まりにくくなっていたわけです。少子化が進んでいくというのは、もう最初に議論があったころには、はっきりしていたわけです。幼稚園バスも今、町外まで園児を迎えに行っています。それを考えると、議論があったのは早いけれども、実際に動き出すのが遅い。今、申しわけなく思っているとお言葉がありましたけれども、先送りの、次へ次へと自分がやりたくない仕事は次の担当者に渡していこうというのが見えるのが時々感じるわけです。特に、こういう廃止の問題とかというと、自分は矢面に立ちたくない、住民の皆さんからいろいろ言われたくない、説明するのがしんどいということはあると思うんですけれども、なんかいつも引き延ばして、二、三年すると担当変わりますから先延ばししていつているような気がいつもするんですけれども、今回のこともそういうのがあったのではないのかなと思えますが、今の担当者の方に言っても、それはちょっと厳しいのかもしれないんですけれども、いろいろな政策を見ていると、常にそういう気持ちを感じますが、その辺についてはどうなんですか。

○議長（伊藤一男君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 決してそういうことはないものと思っております。ただ、これまでの町内の私立幼稚園の運営を皆さんとお話したときに、現在はそれぞれの定員を下

回っているような状況もあって、今も議員さんのお話にもありましたように、町外までも対象にしているという状況にあるように聞いております。であります、以前に打ち合わせをさせていただいたときには、まだ定員を越すような状況もありまして、なかなか町が望む方向と私立幼稚園の皆さんとの協議がスムーズに進まなかった状況にあったのかなというふうに思っております。

○議長（伊藤一男君） 森 淑子さん。

○4番（森 淑子君） 現在利用している施設がなくなるということは、地域の人にとってはとても寂しいことで、残念なことだと思うんです。ただ、一方で、放課後児童クラブの必要性というのが増している状況があると思うんです。働きたいお母さん方はふえているわけですから。児童館を当分の間残してほしいとの意見はあるんですけども、社会状況は変化していると思うんです。農繁期の託児所の延長で、なんかずるずるとここまで来て、町の方ではっきりとした政策を出し切れなかったということは、やっぱり町の方が反省していかなければならないことだとは思いますが、新しいことを始めるためには古いものをやめる勇氣というのも必要で、これ以上引き延ばしても事態が好転するということは考えられないのではないかなと思います。苦渋の選択をしなければならないときがあって、それが今ではないかなと私は感じております。

私立幼稚園の中には、今は定員割れをしている。この間いただいた資料の中でも、10月28日に配付された資料の中でも、50人近く、47人ですけども、定員割れを起こしている幼稚園がありますね。もし私立幼稚園が破たんするようなことがあったら、150人の子どもたちの行き場がなくなってしまうわけです。今ある施設がなくなるというのは地域の人にとっては寂しいことですけども、やっぱり町全体のことを考えて、つくるものはつくる、やめるものはやめるという選択をしていかなければ、町全体のことを考えて、私はやっていくべきだと思います。

今までコミュニティの場として利用されてきたということですけども、児童館の耐震工事をして、ほかのことに使うという考えもあると思うんです。おとといの我妻議員の質問の中にも出てきましたけれども、むつみ学園を移転するとか、あるいは子育て支援のグループに利用してもらおうとか、施設の利用の仕方はいろいろあって、引き続きコミュニティの場として使うことは可能ではないかと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。空き家になってしまうのか、それとも何かの利用方法を考えるのか。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 今おっしゃいましたように、この流れというのは、すぐに西住地区の廃止ということではなくて、昭和60年代からこの場で議論してきた、その結論を出せなかったというのは大変申しわけなかったんですが、その背景には、課長が申しましたように、定員割れをしていないと、西住地区がですね、廃止の提案をするにも、子どもたちの受け入れの場が初めからない場合の提案、これは難しいということがあるのではないかなと。二、三年前までは、私立幼稚園は定員オーバーでございました。たまたまある柴田町の幼稚園は私と同級生なものですから、いろいろ情報はいただいておりますが、最近急に子どもが集められなくなったというような状態にございます。47名も定員割れをしていると、実は衝撃を受けたところでございます。もしも民間施設が廃止というようなことがありましたら、柴田町全体の保育支援がなくなってしまう。町長はもちろん西住地区のことも考えなければなりませんけれども、全体の子供たちの教育環境をも考えていかなければいけない。そのときに、議論につきましては平成15年の議会の行財政改革特別委員会からずっとスタートして、何回もこの議会の場でやり取りして、そしてみんなで合意をして地区の方にも説明するという流れがございます。ですから、やっぱりここは苦渋の選択ということで、私としては、22年の3月をもって廃止する方向でご理解をいただくように今後とも話し合いを進めていくというふうに考えております。

そのときに、もしあの施設、耐震診断をやっておりますが、耐震診断で補強も要らないんだということであれば、あの施設の活用については我妻議員が月曜日に提案しましたむつみ学園、22年でございますので、それと一緒に存続というのも新しい提案なので、そういうことも考えられるのかなというふうにも思います。これも地区の方々にももちろん説明をしていかなければならない。そういう残す方法も考えられますが、あくまでもこの幼児型児童館は、もう中途半端な、法律に基づかない、準じてやってきておまして、角田と柴田というふうにしが残っておりません。こういう現実もございますので、やはりこれはそういう全体も考えなければならぬし、流れも考えていただくよう説明をさせていただきたいなというふうにご考えておるところでございます。

ですので、もし幼児型児童館でない形での子育て支援、そういうことであれば、また建物を利用して、地域の方々と一緒に考える方向もあるのではないかなと、検討する一つの要素ですね、むつみ学園の併設とか子育て支援として地域の方々と一緒に、保育ママ制度というものも新たに国で認められておりますので、そういう使い方も考えられないことはないかなと、これからではないかなと。ただし、さっき言った幼児型児童館については、議会との総意で

ございますので、これは22年の3月で一応廃止させていただくということにさせていただきたいと思います。

○議長（伊藤一男君） 森 淑子さん。

○4番（森 淑子君） 私立幼稚園の就園奨励金のことなんですけれども、10月28日の資料に表が載っております。先ほど町長の答弁ですと、対象外の方が65人ということでよかったんでしょうか。聞き違いはないですか。

○議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 対象外の方ということですが、対象になる方は334名で、うち補助金をもらっている方は254名ということですので、80名の方が対象外になっているということでございます。

○議長（伊藤一男君） 森 淑子さん。

○4番（森 淑子君） 今、お手元に表ございますか。28日に配付された7ページの表の上なんですけれども、年額、4ランクに分かれていますけれども、それぞれ何人ぐらい、例えば年額14万6,200円の補助があるのが何人か、それぞれの人数を知りたいんですが。資料というのは、住民説明会のときに配られた資料なんです。私立幼稚園就園奨励費補助金の金額によるランク分けがありますよね。幾らの補助を何人の人が受けているか。

○議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 済みません、今、幾らのランクで何人の方が受けているかというのは資料として用意しておりませんので。例えば、私立幼稚園と公立保育所の差、そういう形でもよろしいでしょうか。

○4番（森 淑子君） ちょっと違うんです。差だと、ここにある私立幼稚園の月謝も載っているので差額はわかるんですけれども、幾らの補助を何人ぐらい、幾ら補助を受けている人が一番多いのか、何人ぐらいいるのか、大多数の人が多分中間ぐらいのところにいるのではないかなと思うんですけれども。

じゃあ、結構です、後で調べていただくとして、これ、例えば町民税の所得割課税額が3万4,500円以下の世帯で言いますと、年額8万4,200円の補助がある。月にすると7,000円ですね、12で割ると7,000円になるんですけれども。先ほどの町長の答弁では、補助金をこれ以上ふやせないということでしたけれども、西住児童館の職員の人件費が1,400万円あるわけです。この分を私立の幼稚園に通っている方々に補助金の増額分として振り分けられないかなというのが私の質問なんですけれども。

○議長（伊藤一男君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 今の森議員さんのお話ですと、今西住児童館に担当している職員の人件費分を私立の幼稚園の助成の方に財源として回せないかというご質問かと思いましたが。これにつきましては、今、町の保育士の配置状況は、余裕があるものではございません。と申しますのは、臨時の保育士さんを採用しているものでございますので、西住児童館がもし方針のとおり廃止ということになれば、その職員は他の保育所なり、またはそういう児童厚生施設の方に行くということでございますから、町としての財源がそこで浮くということにならないのかなというふうに思っております。

○議長（伊藤一男君） 森 淑子さん。

○4番（森 淑子君） そうしますと、西住児童館がなくなっても臨時職員の数が減るだけで、正規職員はなくなるということですか。

実は、私立幼稚園は幼稚園バスを出していますので、幼稚園バスのお金ぐらい何とかならないものかなと思って計算をしてみたんです。三つの幼稚園の園児の数と1カ月分のバス代掛ける12で、ちょうど1,400万円、1,410万円なんです。あ、これはいいかなと。そうすると西住の方たちもバス代を出さずに私立の熊野幼稚園なり浄心幼稚園なりに通うことができると考えたんですけれども。ただ、柴田町が江戸川区のように私立と公立の差を全くなくすというのは無理かもしれないですね。江戸川区の場合ですと、私立の幼稚園に通わせている世帯に2万6,000円の補助があります。それは厳しいだろうと思うんですけれども、今の制度を変えたいと思うなら、そして子育て支援策をもっと充実させたいと思うなら、やっぱり子供の方にもっとお金をかけるべきではないのかなと。これは、これから検討していただきたいと思います。

では、公共下水道の水洗化資金の方に移ります。

先ほどの答弁ですと、私の提案はかなり受け入れていただけたのかなと思うんですけれども、ことしまだ6人と、申し込みが6人ということなんですけれども、お金が借りづらいので引けないという声があるんです。6人しかないということは、相当借りづらい制度になっているのかなと思います。

それで、まず融資の金額なんですけれども、幾らぐらいまでふやす予定でしょうか。100万円ぐらい出せば、引ける人はかなりふえてくると思いますけれども。

○議長（伊藤一男君） 上下水道課長。

○上下水道課長（大久保政一君） 借りづらいということだと思っておりますけれども、今のところ、

町民の方が直接窓口に来て相談ということは余りないんです。ということは、設備屋さんの方がそういう相談に来て、こういう方から相談あってという話が多いんですけれども、実際、5市6町の阿武隈関連の市町村ですけれども、仙台市で50万円から80万円、名取市で70万円から80万円、丸森町さんで最高限度80万円ということがあるんですけれども、建物、例えば下水に接続するとなると、トイレ、台所、そしておふろになるんですけれども、新しく新築したにしてもユニットバスだと100万円くらいかかるんでしょうかね、中身をすると。そういう意味では、改築となるとやっぱり100万円近くは必要なのかなと、こう思います。はい、思っています。

○議長（伊藤一男君） 森 淑子さん。

○4番（森 淑子君） 整備屋さんには2件ばかり話を聞きに行ったんですけれども、電気だけで二、三十万円かかるという、高級品もあるそうですけれども、大体トイレだけだと50万円から70万円ぐらいというんです。台所とか洗面所は改装しなくても、ただつなぐだけでいいんですけれども、最低限トイレの改装で70万円ぐらいは必要ではないかなと思うんです。100万円まで出れば、そのほかの洗面所の壁紙を取りかえたりなんかということもできますので、この部分、もう少し手厚く……。返済されてくるお金ですから、融資です。利子補給ということなので、そんなに大きな金額ではないんですけれども。今、幾らぐらい利子補給の方に使われていますか。

○議長（伊藤一男君） 上下水道課長。

○上下水道課長（大久保政一君） 19年度で8万8,000円ほどだけです。今までは3年償還になっていますので、結構利用者は千何十人とおるんですけれども、3年たちますと自動的に償還になりますので、今のところ利子については8万8,000円ほどになっております。

○議長（伊藤一男君） 森 淑子さん。

○4番（森 淑子君） そうしますと、50万円を倍にしても、金額的には町の負担は軽いというか、下水道料金として入ってくる金額を考えたら、貸付金の金額をふやしても町にはほとんど負担がかからないし、下水道料金として入ってくるわけですから、金額的には町はマイナスにはならないと考えていいんでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 上下水道課長。

○上下水道課長（大久保政一君） はい、お答えいたします。

100万円を例えば最高限度にした場合に、今、利子2.5まではいかないかと思うんですけれども、2万4,000円。20トン使用で今のところ、たしか使用料3,150円ですので、掛けます

と4万円近く使用料が上がってくるということになりますと、最終的には、1回接続してもらえば永久に使用料が出てくるということになりますと、当然、つないでもらった方が担当課にとっては使用料が増になるということと考えます。

○議長（伊藤一男君） 森 淑子さん。

○4番（森 淑子君） 地区によって接続率に差はありますか。

○議長（伊藤一男君） 上下水道課長。

○上下水道課長（大久保政一君） そこまで具体的に細かく数字的にはつかんでいないんですけども、実際、柴田町の場合、事業認可区域といまして工事をやれる区域があるんですけども、その区域の戸数が9,751戸、要は水洗をできる戸数なんです。その戸数のうち実際接続をしている戸数が8,535ということで、87.5%の人が接続しているという状況です。これは、あくまで戸数が87、大体9割近くの方が接続しているということなんですけど、今度人口に直してみますと、それが88.1%、大体100人のうち88人の方が水洗を利用しているという状況でございます。

○議長（伊藤一男君） 森 淑子さん。

○4番（森 淑子君） 済みません、地域によってということなんです、聞きたかったのは。例えば、町の中、中央という地域と比較的新しくできた団地のようなところ。今新しくできているところは全部水洗、自動的に水洗ですね。ただ、以前の住宅との違いです。築20年、30年というところと、もうちょっと新しいところとの違いというのは、あるんでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 上下水道課長。

○上下水道課長（大久保政一君） 新しい……。今のところ重点整備ということで新栄と大住をメインにやっているんですけども、20年度については大体、今の現時点で大体33%ぐらいの実際接続率になっているんです。ただ、地区によってどれくらいというのは具体的にはつかんでいませんけれども、やっぱり家屋が年数がたてば、接続するにしても、その場所ばかりでなくて家全体もある程度改築とか何かが、古い家と言ってしまおうとちょっと申しわけないんですけども、かなりそっちまで手をかけないとなかなか難しいという家屋も実際あるものですから、その辺も枠と償還期間もちょっと考えなければいけないのかなと思っておりますけれども、地区別にはまだつかんでおりませんでした。

○議長（伊藤一男君） 森 淑子さん。

○4番（森 淑子君） 下水道管が通ってから3年以内に法律上は水洗化するようになると決まっていると思うんですけども、3年たっても接続しない家庭を回って、理由の聞き取り調査と

かはしているのでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 上下水道課長。

○上下水道課長（大久保政一君） アンケート調査、それから聞き取り調査といいますか、直接伺って、どういう内容かということで聞き取りはしております。一番大きいのが、やっぱり資金がないということと、それから先ほどこちょっと私も言いましたけれども、水洗化すると、ほかの箇所の工事も伴ってくると。古い家なので大がかりになるんですという話と、それから今リハビリとか入院、治療費、そっちにかかっているんですということもありました。それから、核家族化ではないんですけれども、年金生活の方、それから2人だけの生活ですと、若い人たちが戻ってくれば水洗化にもしたいんですけども、今のところ2人だけなのでという話も伺っております。以上でございます。

○議長（伊藤一男君） 森 淑子さん。

○4番（森 淑子君） 工事屋さんを2件回ってみたんですけれども、会社によってそれぞれ方針が違うみたいなんです。古い家の場合でも断ったことがないというところと、あと古い家で床まで上げなければならないところはお断りしているというのがありましたので、利用者の方がもし水洗化したいという気持ちがあっても、「いろいろな事情を考えると、ちょっと」という場合は、何軒か工事屋さんを回ってみて相談してみるということもいいと思いますので、もし上下水道課の方に相談などありましたら、そのように伝えていただければ、また違ってくるのかなと思います。

それから、連帯保証人の件ですけれども、連帯保証人については、先ほどは銀行と相談ということだったのでしょうか。連帯保証人の要件というのはかなり厳しくて、町内に居住していないとだめなんですね、連帯保証人。特に、今ありました2人世帯のところとか、子供さんたちが外に出ているわけで、連帯保証人が近くにいない場合が多いんですよ。全く縁戚関係のない方に連帯保証人を頼むというのはかなりつらいことなので、親子や親族関係の方に連帯保証人になってもらうためには、「町内に居住する」という要件は取らなければいけないのではないかと思うんです。せめて県内。税金を納めていればどなたでもいいということであれば、もっとやりやすいと思うんですけれども。そのことがかなりネックになっていると聞いています。

それから、「連帯保証人と一緒に銀行に行かなければならない」という要件があるんです。これは、どういう理由で2人で実印を持って銀行に行かなければならないのか、その辺は銀行の要請なのか、町からの要請なのか、どちらなのでしょう。

○議長（伊藤一男君） 上下水道課長。

○上下水道課長（大久保政一君） まず、連帯保証人関係ですけれども、これにつきましては、関連市町村もあるんですけれども、他の町村もやっぱり市内居住者あるいは町内居住者ということでもあります。ただ、その中でも白石さんですか、同一世帯を認めていなかったものを認める方向で今後考えなければいけないのではないかとということも……、実際、関連市町間の中でも、そういうあっせん事業とかいろいろ担当者ベースで話をしているんですけれども、そんな方向もあるということもありますし、当然、金融機関と協議をさせていただかなければいけないということもあります。

それから、流れ的には、うちら方に申し込みがありましたら、最終的には銀行の方で審査をして、そして最終的にいいですよということが初めて銀行から返事をもって、そして町の方で申請者の方に許可といいますか融資をしますという決定通知を出すという内容になっております。

○議長（伊藤一男君） 森 淑子さん。

○4番（森 淑子君） よその市町村でどうなっているかはいいんですけれども、柴田町だけでも連帯保証人の件はもうちょっと使いやすい仕組みに変えていただきたいと思いますので、銀行の方ときっちり協議をして、なるべく利用できるような、せっかくつくっている制度なので、利用できるようにしていただきたいと思います。

それからもう一つ、3年以上たつと借りられないと決まっていますけれども、この辺もやっぱり……、先ほども言いましたけれども、最初の3年間というのはいろいろな支払いがあるので、厳しくてなかなかつなげないという人も多いと思うんです。3年以上たった世帯でもお金を融資できるような仕組みに変えていただきたいと思いますので、いかがでしょう。

○議長（伊藤一男君） 上下水道課長。

○上下水道課長（大久保政一君） 年間に何人の方といいますか、設備屋さんの方から、実際この方が水洗化したいんですけどもという相談がありまして、期間が3年以内ということでお断りといいますか、そういう件数も実際ありますので、今のところ3年ですけれども、4年、5年ということもありますので、制限なしと、最終的にはそれでもいいかと思うんですけれども、とりあえずやっぱり町民の方が接続しやすいような状態に、いい規則をきちっと、ある程度見直しをしなければいけないだろうと、こう思っております。今後事務的に進めたいと、このように思っております。

○議長（伊藤一男君） 森 淑子さん。

○4番（森 淑子君） せっかくある制度なので、なるべく使いやすいように、制限はなるべくないような仕組みを今後変えていただきたいと思います。以上です。

○議長（伊藤一男君） 答弁漏れがありますので。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 済みませんでした。先ほど就園奨励費補助金の所得区分ごとの人数というご質問でした。

それで、まず町民税の非課税世帯は、15名になっております。金額で222万4,100円となります。

それから、町民税の所得割の非課税世帯、これについては11名で、125万5,200円となります。

それから、所得割が3万4,500円以下の世帯、39名で、362万6,000円になります。

それから、所得割税額が18万3,000円以下の世帯です。189名で、1,240万4,500円。

合計で、254名で1,950万9,800円となっております。よろしく願いいたします。

○議長（伊藤一男君） これにて4番森 淑子さんの一般質問を終結いたします。

次に、9番佐藤輝雄君、直ちに質問席において質問してください。

〔9番 佐藤輝雄君 登壇〕

○9番（佐藤輝雄君） 9番佐藤輝雄です。

質問事項は、まちづくり町民懇談会は、合併反対のセレモニーだったのかであります。

今回行ったまちづくり町民懇談会への参加を呼びかける町のおしらせ版では、協働のまちづくりの考え方や仕組み定める「仮称 柴田町住民自治によるまちづくり基本条例案」の説明を主に町民参加を呼びかけておりました。そして、「平成20年度予算説明書 よくわかる町の仕事と予算」をお持ちくださいとつけ足しがありました。しかし、その内容は町長の一人舞台上、合併反対、自立の町の路線でした。

柴田町、村田町、大河原町の合併とマッチしないメリットとデメリットの論理、柴田町民が合併の結論を求められる、これでいいのだろうかと思います。合併の最大メリットを住民サービスの維持向上と住民負担が抑えられると断定しています。それに対して合併の最大のデメリットは、行財政改革の痛みを再び町民に強いることはできない、町民の意向が行政に反映されないとしています。懇談会の資料そのものが、合併反対のものと言わざるを得ません。

そこで、伺います。

1) この資料は、だれがつくったのですか。

2) 資料でいう、メリット・デメリットをもっと具体的にわかりやすく説明してください。

3) 合併しないときのメリット・デメリットを説明してください。

4) 合併しないときの本町の今後の方向は、どこに向かうのですか。

2番目の質問、私の今までの一般質問で、「今後考える・検討する」としたものはどうなったのでしょうか。

今までに主張や提案をしてきた中で、「企画は攻め、財政は守り」の理から、企画財政課の分離や都市計画課内に公共施設の維持営繕をと述べてきました。それらは今回の行政組織の見直しに関係がありますので、いろいろな議論が出るものと思っております。ただし、以下のものはどうなっているのか、経過説明も釈明もありません。特に一般質問について、結果ではなく経過に誠意のある態度が求められると思いますがどうでしょうか。

1) 議員の家族が行政区長や非常勤特別職につくことの是非について。

2) 特別職の退職金の額の変更手続について。

3) 公共施設の改修の年次計画について。

3、「大河原町の児童も西住小学校に受け入れる」。これは30区のまちづくり町民懇談会で、「西住小学校の児童減少化に伴い、大河原町の児童を受け入れるつもりはあるのか」との問いに対し、町長の発言です。

受け入れる時期はいつか、町の費用負担はあるのか、また、そのほかに何らかの制限はあるのか伺います。

以上、3点、お願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。1点、2点目、町長、3点目、教育長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 私からは、大綱2点、お答えいたします。

まず、町民懇談会の関係でございます。

町民懇談会につきましては、住民が行政に参加して、地域の課題をともに考え、協働のまちづくりを推進するために、町民に対し行政が持つ情報を提供し、情報の共有化を図るための広聴活動の一環として昨年度から定期的実施しているものでございます。今回は、平成21年度重点プロジェクト事業、合併のメリット・デメリット論、仮称柴田町住民自治によるまちづくり基本条例の案などの情報を提供いたしました。

それでは、1点目から随時、詳しく説明をまいります。

だれがつくったのかということでございます。懇談会で配布した資料2の「合併のメリット論・デメリット論」、「町債の残高、職員定数、地方交付税」並びに「宮城県市町村健全化

判断比率」についての質問と思いますが、この資料につきましては、私の指示により、合併を担当している企画財政課と調整の上、まちづくり推進課が作成したものでございます。合併問題自分たちの町の将来を考えるよい機会ととられ、町民の皆さんにもう一度考えていただくために、これまでの合併した自治体や総務省や県の資料及び報道等を参考に、合併におけるメリット・デメリット論は、すべての人に対しひとしく生じるのではなく、表裏一体であることや合併して自動的に起こることと起こらないことを理解していただき、多くの町民が合併に対して正しい情報を共有できるよう提供いたしました。

なお、同様の内容を10月号の広報しばたに掲載しておりますことを申し添えます。

2点目、資料でいうメリット・デメリットをもっと具体的にわかりやすく説明してくださいということなので、具体的に説明をさせていただきます。

1点目、「住民の利便性の向上が図られます」というのは、旧町村の垣根を越えた公共施設の利用やサービスの提供が可能になり、暮らしが便利になると一般的に言われていることです。県内で合併した自治体の具体例としては、一つに、地域によって未実施であった高齢者福祉事業を全地域で利用可能になった。二つに、地域によって未実施であった福祉タクシー利用助成などのサービスが全地域で利用可能になった。三つに、住民バスの運行により公共施設の相互利用の利便性が向上した。

しかし、境界がなくなったことで、旧気仙沼市と合併した旧唐桑町では、乳幼児健診の施設が気仙沼1カ所になって不便になった事実が報道されておりますし、公共施設の利用については仙南地域では相互利用が進んでおり、住民にとって行政の垣根が施設利用に際し、そう大きな支障が出ているわけでもございません。

それどころか、栗原市では、本庁舎などが置かれ新市の中心となった築館に対して、周辺部には「廃れてしまう」などの危機感が強いことも報じられております。これは平成19年3月の河北新報でございます。こうしたことから、役所が遠くなって不便になることも現実に起こっております。

二つ目、「サービスの高度化・多様化が図られます」については、従来は設置することが困難であった専任の職員・組織を置くことができるなど、より専門的かつ多様な行政サービスの提供が可能になることを述べたものです。県内での具体例としては、栗原市において農業政策推進室、危機管理室、田園観光都市室等の設置がなされ、南三陸町では危機管理対策室の設置、こども家庭係の専任配置がなされました。行政サービスの維持向上では、一つに、乳幼児医療費助成の対象の拡大や専門医による乳幼児健診の実施。二つに、40歳以上の健康

診査受診料の無料化などがなされていると書いてあります。

一方、平成20年10月24日の河北新報アンケートで、合併した6市の市議員さんに質問しております。市議員さんが見て、住民はどんな点で不満を感じているかを聞いたところ、最も多いのは総合支所や支所に関してで、「支所の機能や対応が住民の要望に応じきれていない」「地元精通した職員が少なく、危機管理の上で不安だ」「本庁舎に行かないと用をたせなくなった」との声が寄せられていますと市議員が答えております。組織が大きくなりますと、きめ細かでスピーディーなサービスが受けられなくなる事例でもございます。

「広域的観点に立ったまちづくりと施策展開が図られます」ということが書いてあります。広域的な観点に立って、公共施設の整備など、まちづくりをより効果的に実施できるというものでございます。県内で合併した自治体の具体例として、登米市では、消防センターの整備、市民バスの運行。東松島市では、海山のコラボレーションによる観光新メニューの開拓。加美町では、光ファイバーケーブルを敷設し、公共施設間を高速ネットワーク化が挙げられています。

しかし、行政エリアが広がったために、平成20年4月27日、河北新報でございすが、「合併4年目、いまだ足りぬ組織の一体感、石巻」として、「本町が市全域の情報を集約し切れない実態は、組織自体が旧1市6町の態勢にとどまっている部分があることを物語る」として、「行政組織の一体感こそ急務だろう」と論じております。

また、「合併その後、栗原市、広がる距離」として、地域住民にとって最も身近な存在だった役場の存在感は急速に薄らいでいると報じています。行政エリアが広がると、地域の一体感が薄れ、住民自治が後退することを物語っているのではないかと思います。

「行政の効率化を財政基盤の強化が図られます」については、それぞれの町が別々に行ってきた仕事をまとめることにより、行財政の効率化を進めることが可能になるとしております。

県では、合併による人件費削減として、三役、教育長、議員数の合計で581人減少、これは合併直前と直後の比較、9団体合計でございます。集中改革プランによる職員の純減の目標について、県では、合併した場合は10.3%の減員になるが、合併しなかった場合は7.6%の減員にとどまっているとしております。また、専門知識修得のための研修機会が増加したとして、県でメリット論を展開しております。

しかし、平成19年11月28日の河北新報において、「県北の9首長、財政難、合併後も、東北財務局長訴え」という報道がありましたし、また平成20年10月、先々月ですけれども、宮城

県議会の一般質問で、元津山町長で登米市の合併にかかわりました熊谷県議、これは自民党の方だったと思うんですが、合併の最大の目的が財政難の解消、究極の行財政改革だとするのなら、もう3年過ぎた今、その合併効果の一端が見えてきてもおかしくないのではないかと思います。合併自治体において財政が好転したという自治体は、本県では皆無である」と述べております。

私は、このように集中改革プランにおける定員管理の純減については、合併した市町村の職員純減目標とする進捗率、どのぐらい2年間で削減したかは、わずか34.1%、合併しない場合は50.1%、合併しても職員が大幅に減らせない現実が、ここに数字としてあらわれております。

それどころか、行政の効率化のもとに旧岩出山町で実施していた第3子以降に100万円を支給する「すこやか子育て支援金」などの地域限定制度や合併前は議論になかった大崎市や登米市での公立病院の再編計画、登米市での小中学校の統廃合問題が、相次ぐ実態を目にして、行政の効率化に伴う痛みを一番強いられているのが合併した住民であることを再認識させられたところでございます。

5番目、「地域のイメージアップが図られます」については、県が調査分析した「宮城県内における市町村合併の効果（全体像）」の中で、地域の知名度向上、イメージアップが図られた例として、市名が「東松島市」になり、県外の方から理解してもらいやすくなるとともに、町から市になることからイメージアップを図った地名となったと。さらに、イベントでは海の物産と山の物産を一緒に提供できるようになった石巻、これを紹介しています。

平成20年4月4日の朝日新聞では、「合併で大崎市誕生2年、市内に『古川市財政難』看板標識放置」と報道されました。「古川市」のイメージが強かっただけに、大崎市の名を全国的に浸透させるには、まだ時間がかかると報じております。こうした事例を見れば、合併による行政規模の大きさ、自治体を大きくしたからといったこととイメージアップにつながるということには相関関係はないと考えます。

以上、おわかりのとおり、今回はあくまで一般的に言われているメリット論やデメリット論を一つの論旨としてまとめたものであり、柴田町がその正当性を認証したものではありません。

議員ご指摘のとおり、今述べました事例も先行合併した自治体の一例にしかすぎず、3町合併にマッチしていない面があることは多々承知しております。こうしたことから、私も県南中核都市実現の会と同じく、合併のメリット・デメリットについては3町合併を想定して

個々に論ずべきだと思いますので、ぜひ法定協議会の場で議論できるよう、議員からも委員としてご提案していただきたいと思います。

また、まだ実現していない県南中核都市実現の会や住民発議の代表者との公開討論会の中で正々堂々、柴田町にとっての3町合併のメリット論・デメリット論が検証できる場をつくっていただくよう、ぜひお力添えを賜りたいと思っております。

3点目、合併しないときのメリット・デメリット論ですが、合併しない場合は、これまでの行政が継続されるわけですから、新たにメリット・デメリットが発生するわけではないと思います。しかし、あえての質問でございますので申し上げますと、まずメリットとして、行財政改革による住民サービスの向上を切り口として検証すれば、県の試算では、合併すると平成22年から31年までの10年間で都合46億3,500万円の経費が上乗せ交付されるとしていますが、これは3町が現在交付されている額にプラスになるのではなくて、この分の額をリストラして生み出しなさいというものです。合併算定替は、合併すると地方交付税が減るので、それを減らないように10年間だけ痛みどめの注射を打つと、そういう仕組みです。ですから、10年間トータルでは、実際に7億4,500万円が国から来る3町へのお金は減る、これが県の資料で明らかになっております。

今度は柴田町の場合ですが、柴田町の場合は、現時点での推計、26年度以降に町の町債が8億円減ってまいりますので、単純に今の推計をしますと、26年から31年までの6年間で48億円が町単独で自由に使えるようになり、見果てぬ3町分の46億3,500万円より確実に生まれる約48億円を使って住民サービスの維持向上が図られると考えております。

二つに、少子高齢化・人口減少に対応するために、合併すれば財政的に余裕ができるから福祉基盤の整備が進むと合併の利益を強調しますが、柴田町では平成23年度に特別養護老人ホームが整備される予定です。これは概木でございますけれども。もちろん、高齢化社会への対応にはこうした施設も必要ですが、施設ができて、お年寄りにやさしい声をかける人がいなければ、本当の意味での高齢化社会に対応した町にはならないと思います。柴田町は、他町に比べて、民生委員や人権擁護委員、社会福祉協議会やNPO、ボランティア活動団体の活動が盛んで、人と人との関係、つまり新しい社会関係資本がしっかりとしている町でございます。それをさらにレベルアップすることができると思っております。

三つに、地方分権からの切り口では、地方分権とは自己決定、自己責任によるまちづくりでございます。明治以来続けてきた国への依存体質、お上意識を改め、自治、分権、参加型の行政に転換することであり、役所の図体を大きくすればいいというものではございません。

柴田町は、これまで住民が主役となる町政を進め、情報の公開、住民参加と協働のまちづくり、そして住民自治基本条例制定に向けた取り組みを行い、着実に住民自治のとりでを築いてまいりました。その取り組みは、報道機関や学識者からも注目を浴びているところでございます。行政と住民との信頼関係、町を愛する自治の心がようやく根づこうとするときに合併すると、それが遠のくこととございます。合併しなければ、こうした柴田町の独自性を失うことはないのです、メリットと考えております。

一方、デメリットとしては、一つには、境界に住む人たちの不便を解消できないことが一番ではないかと思えます。

二つには、柴田町の財政規模では、大型の文化施設やスポーツ施設、図書館はつくれないことが挙げられるのではないかと考えます。

三つに、町単独では相当のエネルギーを要する小中学校、幼児型児童館、出先の事務所や支所、出張所の廃止を一気にやれる機会を失うことになるのと同時に、単独での行財政改革には合併したよりも早目に限界が来ることが懸念されます。なお、広域的なごみ処理問題、県南中核病院を起点とする地域医療の問題についても、柴田町単独で解決することは困難であり、これは2市7町での広域行政で考えるべきだと考えております。

柴田町にとって今回の合併は、合併のメリットより合併のマイナス効果が大きいので、当面、自立戦略を進化させてまいります。

合併しない場合の方向性。

今回のまちづくりの方向性を考えた場合、人口の減少や都市の縮小、さらに水や食糧、地下資源の不足や地球温暖化等による制約要件を考慮しなければなりません。こうした時代の変化の中で目指すべき社会とは、資源の浪費を慎み、借金ツケを次の子供たちの世代に先送りすることのない、「足るを知る」持続的な社会の実現でございます。柴田町は、この流れと軌を一にして、これまでにストックされてきた都市基盤を最大限活用した都市づくりや、地域に固有の魅力ある資源を活用して、町民と一緒に、町が潤う仕組みを考え、汗を流す取り組みを通じて、「町民一人一人が心豊かに育ち、生きがいを持って、子供からお年寄りまで安心して暮らせるコンパクトで質の高いまちづくり」を目指してまいります。

その発火装置となるのが、住民自治による「まちづくり基本条例」であります。幸いにも、国は合併のメリットもあったがデメリットもあったとして、新たな地域の支援策となる「定住自立圏構想」を打ち出してきておりますので、この構想の中心都市としての役割が担えるよう、今後とも柴田町の誇りや経済力、そしてまちづくりに情熱を燃やす住民力を結集して、

自立戦略をさらに進化させてまいります。

大綱2点目、これまでの懸案事項を今後考える・検討するとしたことでございます。

1点目、議員の家族が行政区長や非常勤特別職に就くことの是非でございます。

昨年9月定例会で答弁しておりますが、同一家族の者が区長となれば、常識的に考えて、家族として議員に対する日常の政治的な協力活動と行政区長としての各種執行業務があるため、表裏一体ではないかと疑念される事態も想定される可能性があること。

また、行政の監視機能を任務とする議員と町長の政策を実現する行政区長が同一家族となれば、議員活動の中で得た情報と町長へ区長として提供すべき情報の渾然化や事前の共有化が懸念され、他の議員との間での情報格差が危惧されることから、好ましくないとの考えをお示ししているところでございます。

非常勤特別職は、行政区長や監査委員、選挙管理委員、民生児童委員、消防団員など、法、条例、規則等で定める者となるため、個々の規定において兼任禁止・親族の就任禁止をうたっていますので、それ以外は就任することは可能であります。法、条例、規則の制定趣旨に反するものであるかどうかを個々に判断することが求められると考えます。

このことから、行政区長の就任にあつては、前段で理由を申し上げたことを踏まえ、好ましくないという考えでおりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

2点目でございます。退職金の関係です。

地方自治法第284条第2項に基づき、昭和31年に宮城県市町村職員退職手当組合が設立され、共同処理することになったことで、構成地方公共団体で処理する機能を有しなくなっていることをご説明させていただいております。

また、柴田町議会において、町長の退職金は報酬と同様に審議会による審議が必要であることが話題になったことを退職組合に申し伝えると答弁し、その後、事務局に申し入れを行ないました。

その後、はからずも、平成19年7月1日から2年間の任期で宮城県市町村職員退職手当組合の議員となりましたので、この件につきましては第三者が入った研究会の立ち上げをお話ししておりますが、全国的に見て県内の市町村の特別職に対する退職金については著しい不均衡が生じていないことから、是正すべき水準ではないとの組合執行部の考えであり、結論に至っておりません。今後も適正かつ透明性の高い退職手当組合制度であるよう、第三者が入った制度研究会の設置を主張してまいります。

公共施設の修繕の年次計画でございます。

集会所、学校、保育所、生涯学習施設等の公共施設の整備を計画的に進めてまいりたいと考えております。また、厳しい財政状況が続きますが、今後10カ年に実施しなければならない事業の中に優先順位をつけて位置づけをしながら整備を進めてまいります。以上でございます。

○議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。3点目、教育長。

〔教育長 登壇〕

○教育長（阿部次男君） それでは、3問目、大河原町の児童も西住小学校に受け入れるについてお答えをいたします。

1点目の西住小学校の児童減少化に伴い、大河原町の児童を受け入れるつもりはあるのかについてでございますが、児童の就学すべき学校は児童の住所地の市町村教育委員会が就学すべき小学校を指定することになっております。ただし、地理的理由や身体的な理由、あるいはじめの対応などを理由とする場合のほか、児童の具体的な事情に即して相当と認める場合は、お互いの教育委員会の協議により、一定の手続を経て、区域外就学を認めることができます。

2点目、受け入れる時期はいつかについてですが、区域外就学の受付は常時受け付けております。過去にも、大河原町に住所のある児童の両親が共働きで毎日帰りが遅いため、祖父母宅のある柴田町で受け入れた事例もございます。ただし、区域外就学は保護者からの申し出により大河原町教育委員会との協議によって決定されますので、すべてが認められるというものではございません。

3点目、町の費用負担はあるかについてですが、通常の個別の区域外就学につきましては費用負担はありませんが、現在、西住地区から大河原中学校へ就学している生徒につきましては50名程度と通常の区域外就学と異なりますので、毎年、就学している生徒数に応じて大河原町へ負担金を支払っております。大河原町の児童を受け入れる場合の負担金につきましては、その時点で協議されることとなりますが、多数の場合は大河原中学校と同じように負担金を納入いただくか、あるいは相殺することも考えられます。以上でございます。

○議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

○9番（佐藤輝雄君） 新市将来構想というのが平成15年10月に柴田町、村田町、大河原町でつくって、これ皆配られておるわけですね、各家に。つまり、これから見ると、今回のメリット・デメリット論が外れているんです。それで、3町からすれば、ここでいうマッチしていないと。先ほど町長がいろいろ言いましたが、登米とここ、それから栗原とここでは、規模

的に違いますよね。栗原のように800平方キロメートルが、この場合に150平方キロメートルで、約5倍とかね。それから3倍とか。そうすれば、庁舎が遠くなるとかいろいろありますが、この場合にはあくまでもこの範囲で、3町の範囲で、大河原と柴田が約5キロですか、庁舎が、それから大河原と村田が約7キロ、それから村田と柴田が10キロか11キロですね、こういう中で考えてのデメリット・メリットを言うべきじゃないのかなというふうに思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） それは全く同感でございます。ですから、考え方が違いますので、公の場で議論をさせてもらいたいという申し出をさせていただいて、7月に一たんは受けていただいたんですが、諸般の事情で実現しておりません。ぜひとも、まずは公開の場で3町に落とした形で、さっき言ったように面積が違いますし、人口構成、産業構成、すべて違いますので、改めて議論をすべきではないかなというふうに思います。

ですけれども、法定協議会で、もうその場がありますので、今回、議会ですね、12月、ぜひとも3町に落とした形でのメリット・デメリット論を議論できるように、正副会長会議で申し上げていきたいというふうに考えております。

○議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

○9番（佐藤輝雄君） 先ほどから、反対と賛成の方の公開質問が必要ではないかと、こういうことなんですが、かみ合わないんですね、感情的になってしまっ。これは法定協議会なんかを見てもわかるとおり、感情的になっている人たちが両方が平常に話し合いができるとは私は思いません。ましてや、今から町が合併していくにしろ、それから合併がなくなったにしろ、お互いの主張が極端に進んでいくと、そこには憎しみが出てきます。ときたまそういうやつの部面が見えますがね、もう。ですから、そういうふうなものも含めれば、あくまでも合併協議の法定協議会ができているんだから、その中で論議をしてくれと、そういうふうに行くのが普通ではないのかなというふうに思います。

それで、例えばこういうふうなものがあります。具体的に、ある議員の会報に出たんですが、その中で、西住小学校と柴田小学校の合併すれば統廃合が心配されると、こういうことが出ました。その理由を聞きました。そうしたら、こういうふうなことは心配しているから言っているのであって、私の後援会報にけちをつけるのかということになりました。

それで、柴田小学校、西住小学校、合併すれば統廃合が考えられるかどうか、教育長、いかがでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 教育長。

○教育長（阿部次男君） 最終的には、新市になった場合に限りですが、合併というふうな形に、新市ができた場合に、その中で検討され、協議され、そして判断されるものというふうに思っております。ただ、参考になることということで申し上げます、例えば現在村田町では、柴田小学校、西住小学校の児童数程度の規模の学校が既に村田第一小学校と3校ほどが統廃合になるということがもう既に決まっているようでございますので、村田町がそういうふうなことであれば、新市の中でどのようなご意見が出てくるかはちょっと今の時点で判断することは難しいんですが、そういったことも可能性としては否定できないのかなというふうには感じてはおります。これはあくまで新市の計画での判断だというふうに思っております。

○議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

○9番（佐藤輝雄君） そうすると、例えば、私の知っている範囲では、村田ではもう前の町長のときに中学校が二つ存続している、それから一小と二小はそのままだと。そして、一小到三、四、五をくっつける、複式学級になっていましたからね。そういうふうなことであって、合併とこれがリンクしているとは私は思っていません。

それから、合併しないところでは、このごろ出てきたところでは丸森町ですね。丸森町が丸館中学校に3校まとめるという話になりました。ただ、現実的に聞いてみると、なんか二つでおさまるのかなというふうな。中学校1年生が4校で大体100名ぐらいなんですね、丸森の中学生から見ると。

そこで、教育長、そういうふうに統合する場合、廃校にする場合、その基準はありますか。

○議長（伊藤一男君） 教育長。

○教育長（阿部次男君） 法的な基準等については、ないものというふうに理解をしております。あくまで、その市なり町なりで、住民の方との話し合いの中で、そして決定していくものというふうには受けとめております。

○議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

○9番（佐藤輝雄君） そうすると、その場合には、保護者とか住民が主になるものなのか、教育委員会が主になって統廃合を進めるのか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 教育長。

○教育長（阿部次男君） 現在角田市の方で西根中学校と北角田中学校の統合の問題が進んでおりますが、実際にあのおり住民の方が、一部の住民の方と言うんでしょうか、賛成の方も反対の方もおいででしょうから、そういうふうな形で今混乱しているということ、教育委

員会としては最終的には、それを踏まえた上でも統合をしていくという方向で現在進めているようにございまして、もう既に学校の方では具体的に校名とか校章とか校歌とか、いろいろな問題が当然発生すると思いますから、そういったことについても協議を進めているというようなことも聞いております。最終的には、やはり教育委員会あるいは町が、当然財政的な裏づけが必要ですから、判断するということになるかと思えます。

○議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

○9番（佐藤輝雄君） それにはやはり、例えば今言われた西根、今度北角田中にまざると。基本的に校舎の問題もあるでしょうし、それから住民との、これはミスマッチですね、があってもめているということがあるわけですが、ただ今柴田町、3町において、そういうことはどこか考えられるところはあるですか。

○議長（伊藤一男君） 教育長。

○教育長（阿部次男君） 他町の場合はちょっとわかりませんので、少なくとも町内で申し上げれば、現在教育委員会の方で西住小、それから柴田小学校、児童数の少ない2校について、統廃合等について議論したこともありませんし、現時点では現状のままでよろしいのではないかとこのように考えております。

○議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

○9番（佐藤輝雄君） それから、中学校の、このまま合併しない場合という仮想ですよ、合併しない場合を仮想して、その中で、槻木中学校の耐震結果が0.4ですね、槻木中学校が、それからあと船岡中学校が0.5、それから船岡体育館が0.6だと私思っていたんですが、間違いないでしょうか。耐震診断。

○議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 耐震診断の結果なんですけれども、船岡中学校校舎につきましては0.52、それから槻木中学校の校舎については0.41ということでございます。（「体育館」の声あり）船中の体育館につきましては0.64というような結果が出ております。

○議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

○9番（佐藤輝雄君） そうすると、危機管理監、その0.4、0.5、0.6、こう三つ出ましたね、これが具体的に0.3になれば震度6で崩壊のおそれがあるということはわかるんです。しかし、0.4、0.5、0.6、これについて、わかりやすく説明をお願いします。

○議長（伊藤一男君） 危機管理監。

○危機管理監（吾妻良信君） お答えします。

0.3未満であれば倒壊のおそれがあるということが言われております。0.3以上0.7未満であれば、「危険があるので補強を要す」という形での説明になっております。

○議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

○9番（佐藤輝雄君） そうすると、0.4から0.7まで補強が必要だというんだけど、0.3以下が崩壊のおそれがあるというので、0.4から0.7までの間でそんなに差はないというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） 今、耐震の関係のご質問ということですから、私の方から、構造的なことがあるものですから、答えさせていただきます。

まず、建物自体、耐震診断した結果に基づいて、今みたいな数値は出ています。が、確かに建物の構造、スパン、あと経過年数等々すべて押さえないと、現実的に震度5以上、6以上の地震の際の被災状況というのは、なかなかこの場で、ここまで壊れますよと言い切れないような状況です。ですから、先ほどお話があったように、0.3以下であれば、耐震の方で示している構造的に主要構造部も崩壊するということですから、もう使いものにならない建物になるだろうということが言えると思います。

それ以上になった状態では、確かに部分的な亀裂並びに部分的な落下等々は考えられるんですが、やはりその被災状況に応じては使えるか使えないかについては、現段階で、すべて使えないということも言い切れませんし、一部の破損で済むことも考えられますので、建物そのものについて現時点ではこうなるだろうと言い切ることは、なかなか難しいということですね。

ただ、0.3については崩壊するということがいろいろな専門誌なんかでも指針の中でも出ていますので、それについてはそのようなことでよろしいのかなというふうに思います。

○議長（伊藤一男君） ただいまから休憩いたします。

午後1時再開します。

午前11時46分 休憩 [午前11時46分 18番 加茂力男君 退場]

午後 1時00分 再開

○議長（伊藤一男君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

9番佐藤輝雄君の質問を続けます。佐藤輝雄君。

○9番（佐藤輝雄君） もう一度念を押します。

耐震診断の0.4、0.5、0.6なのですが、これについては一括0.4から0.7までの間で一括で出る、こまい点のやつは一切ないんですね。

○議長（伊藤一男君） 都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） 先ほど答弁した中身と同じなのですが、資料を持ってきました。それによりますと、0.6については危険性が低いということで、ほとんど大丈夫だろうというふうなことです。ただ、0.3以上ですね、先ほど0.5の間につきましては、「倒壊して崩壊する危険性がある」というふうな表現なんです。ですから、先ほど申し上げたとおり、地震の発生位置並びに地形、地質等々によって破損状況は異なるものですから、それについては、その位置、位置によっても変わりますということです。

0.3以下については、非常に倒壊するおそれが高いという評価になってございますので、危険度についてはかなりあるということで、崩壊のおそれもあるというふうな認識でよろしいかというふうに思います。

○議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

○9番（佐藤輝雄君） そうすると、一番心配しているのは、船岡中学校体育館が0.6だと、それから槻木中学校が0.4だと、そして特に槻木中学校の地盤から見て、それでいいものかどうか。この後にお伺いしますが、やはり早目に年次計画なり、子供たちがいるわけですから、いつ……、直近でいつやれるのかというやつなんかも本当はそろそろ考えなければならないのではないかなという思いがします。

あと、耐震の関係では、入札をいつして、そして耐震が、たしか19カ所だと思うんですが、そのうちどのくらい終わったのか、診断が、その辺、お伺いします。

○議長（伊藤一男君） 都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） 20年度分については、木造分については大分早目に出しておりますが、まだ結果として報告しておりませんので、間もなく木造関係については取りまとめの上、報告があるかなというふうに思います。ただし、槻木体育館、船岡体育館とか、あと公民館等につきましては、11月末に発注が終わったばかりですので、年度末になろうかと思えます。

○議長（伊藤一男君） 暫時休憩します。

午後1時04分 休憩

午後1時04分 再開

○議長（伊藤一男君） 再開します。

佐藤輝雄君。

○9番（佐藤輝雄君） それでは、1番目のやつの大所になるんですが、町長は予算の算定替、一本算定替からすれば少なくなるという発想ですが、交付税というのは規準財政需要額で下がっていると。需要額が下がれば、それだけ要らなくなる、来ないわけですから。ですから、それが損するという言い方がちょっと私は、そういう言い方でいいのかなと。普通の町民に聞けば、損するんだという発想、損するんじゃないくて、例えば簡単に言えばここにいる、雛壇にいる皆さんが、3町合併すれば二つの……、ここが残れば大河原も村田もだれもいなくなるわけですね、課長さんたちは。ここだけが残るわけですから、管理職として。そういうふうなものが基準財政需要額からすれば少なくなる、当然それだけに税が少なくなってくる、これが損するという発想になるかどうか。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 損するとか、その前に、合併の算定替というのをきちんと理解していただきたいということがございます。合併の算定替というのは、わかっていると思うんですが、3町がそれぞれにもらっていた交付税、それが一本になった場合は、急激に地方交付税が少なくなるんだと。少なくなるのを激変緩和で5年間はマイナスを補償する、それからだんだん減らしていく、そのトータル、10年間のトータルで7億4,500万円、地方にお金が回ってこないという、これ県のデータでございます。ですから、回ってこないところを損すると考えれば、これは損ですね、合併しない方が7億4,500万円減らされないで済むんですから。

もう一つは、49億9,900万円。データを見てみますと、平成22年度で3町がそれぞれもらっているのが55億3,700万円、合併すると49億9,900万円になりますと。一本算定の場合は地方交付税が、さっき言った人が減る、効率化がされる、それで、減るんです。その分、年間5億3,800万円減るんです。ですけれども、減ったのでは、だれも合併する人いないので、合併の算定を変えるということで、従来もらっていた3町合併の金額をそのままもらえるということなんです。ですから、もとどおりの分、もとどおり見てあげますよと。その分、もとどおりの分が、10年間で46億円になりますよということなんです。この46億円は、もし行財政改革を全くしないということになれば使えません。ただし、合併する首長分、議員分、これは必ず使えるようになります。ただ、46億円を行政改革しなければ、5年後にはその分に該当する分をだんだん減らされますので、来る金は少なくなるということです。そういうこと

をご理解いただかないと、46億円、3町合併にプラスして使えるのではないんだと、しない場合はね、そこをご理解いただかないといけないのではないかなというふうに思っております。

ですから、合併の算定替というのは、前の数字を保障してあげるということではなくて、前の数字に規準財政需要額を見てあげますと。当面痛みどめの注射を打っているというのは、そこなんです。5年後にはだんだん、だんだん減らされてきますからね。そういうことでご理解をいただかないと、損する、得するというのは、7億4,500万円、これは間違いなく、県のデータですから、来ないのは明らかだということです。

○議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

○9番（佐藤輝雄君） いつまでもやってるつもりはありませんが、要は、規準財政ね、先ほど言いましたように人件費がなくなる、その分下がってくる、必要な分、規準財政需要額でね、本当は少なくして正しいんだけど、それを5年間そのままやる、総額1億2,000万円足してよこす、そういうことですね。ですから、それが損するんだ、来なくなるんだでなくて、要は最初から来なくなるのが本当は当たり前なんですよ、考え方で。そして、それに対して国がよこしているという、そこを町長が言う「来ないから損している」という話になって、じゃあ何が損するんだと。つまり、柴田町のここにいる、雛壇に上がっている皆さんが、柴田町の本庁方式で、本庁方式でここにいる皆さんがいるとするならば、村田も大河原も、議員も何も、こういう議会、要らなくなるわけですから。その分は浮くわけですから。だから、その浮いた分が下がってくるというのは、その中の規準をベースにして、そこまでの激変緩和で、要は結婚したときにお金かかるでしょうと。タンス買ったり、箸買ったり、大変……、そこまではあれですが、そういうものを見てやる。だからその5年間、そして残りのだんだん少なくなってくる5年間については、皆さんで財政をきちっと考えなさいというのが……、私はそう思っているんですが、それは違うんですか。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 議員とか職員の浮いた分、これがずっと使えるのであれば、これは問題ないんです。ずっと使えるのであれば。ところが、6年目以降は、その分だんだん減らしてくるんです。ですから、トータル、10年間のトータルで見れば、合併しない方が7億4,500万円、県のデータですよ、少なくなるんですということです。だから、同じなんです。一本算定する46億円、これは浮いてくる金ではありませんよ。この46億何ぼは、行政改革で生み出さないとだめなんですと。ところが、ほかの自治体では生み出せないですよ。だから財政

的に好転をしていないという事実があるということです。一発で46億円を生み出せるならいいんですよ、合併した次から46億。単年度で言うと5億3,800万円、これが生み出せるならいいんです。ところが、ほかの自治体では、なかなか職員も減らせない、行財政改革もできないということで財政が好転しないというのは、ほかの自治体の元町長さんがおっしゃっているわけですから、そういうことにも耳を傾けていただかないといけないのではないかなと。ですから、あくまでも合併算定替というのは努力しないと生み出せないお金ですよということなんです。ただ、それは永遠に使える金ではありません。10年後にはそれはなくなりますから。そこをご理解いただかないといけないということです。

○議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

○9番（佐藤輝雄君） だからね、要は簡単に言えば、三つの議会が一つになります。基本的に三つの財布が一つになります。実際にそうですね。そういうふうになって、それはある程度生み出されるものです。しかし、それは国としてはカウントしますよと。カウントして下げるのが普通なんですね。けども、そこまで下げるわけいかないから、激変緩和するために高くやっていますよと。ただし、限度は5年と5年でやりますよ、その間に何とかしなさいと。これについては大体同じような考え。だから、減りますよじゃなくて、減るのが当たり前だという発想と減りますよというのは、もらうのが損するという言い方を時たましているらしいので、それで法定協議会の場でね、また同じようなことで時間がないので持っていきますが、法定協議会でまたやりましょう。あとは皆さんにもわかっていただいて。ただ、減るといえることはない。

それからあと、もう一つは、前にもお話ししたんですが、村田で柴田の滝口茂とフレッシュ柴田の品格の悪いと言われたね、町長の方で謝りましたが、あの形のやつがまた村田に出たみたいなんですよ。そういうやつが出たということは、町長は……、同じものが出たわけですからね、前は、だからその組織のだれに、どういうふうに抗議を、申し込んだと言っていますから、だれに、どういうふうな抗議を申し込んだのかお聞かせください。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 私が直接抗議を申し込んではいませんので、うちの多分後援会で申し上げたというふうに思っておりますので、それは個人名は控えさせていただきたいし、わからないということでございます。

○議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

○9番（佐藤輝雄君） そうすると、この間私が聞いたときは、抗議をいたしましたというんだ

けれども、それはわからない話、したかなんだかもわからない話なんですね。あのときは自分がしたような話をしていたんですが、それは違ったと。また後援会ね。

それから、じゃあもう一つ、私は3期町長をやるんだという話を船迫でしているわけですが、それをもう一回聞いてくれと、その聞いた人間から。はい、どうぞ、その辺は。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） そういう言葉じりですね、3期言ったかどうかというのは私はここで答える筋合いではない、そういう議会ではないと思いますので、省略させていただきます。

○議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

○9番（佐藤輝雄君） だからやっぱりね、きのうもだれか議員から言われたけれども、口がね、口先軽くしてはだめだと思うんです。間違いなくその人たち、3期やるんだと。だから3期やると言っているの、船迫なんです、3期やると言っているの、合併はしないんだらうと、こういうふうにとらまえております。

それから、これはよく町長が出す加美町、こういうふうなやつが出てきました。「平成の大合併、加美町誕生を振り返って」ということで、中新田の星さんが出しているんです。こういう文章があります。いろいろな人の協力をもらって合併できた。その中の1項ですが、その中に柴田町も書いてあります。現在仙南3町が合併協議会設置に再度動き出したようであるが、一部に時折、先達合併市長が引き合いに出され、あたかも合併が失敗だったかのような取り上げ方をされているのは実に心外である。確かに合併直後は役場が支所が変わることによって職員が少なくなり、顔見知りだった職員もいなくなる。役場が遠い存在になったとか文房具、事務用品が売れなくなった、あるいは昼には注文が少なくなったとの食堂の声があったのも事実である。だからこそ、合併した自治体は小さなコミュニティの文化や伝統を大切にすることが必要である。加美町は、小さなコミュニティがそれぞれ有機的なつながりを持ちながら一つの共同体としてまとまっていくその過程にある。いわば理想の町づくりの途上である、と書いている。つまり、柴田町が、これは大河原、村田ではないんですよ。こういうふうな現在、仙南3町が先達合併したところで引き合いに出されて困るということを書いているんです。我々は頑張っているのに、そんなこと言われる筋合いがないと。これが出ていますので、一応後でお調べください。

それから、2番目に移りますが、前に町長の後援会町が区長代理になったということから話が出たわけですね。このことについては。これについては、民生委員も含めて条例化もしくは規則を考えなければならんという話があったんですが、その辺、どうですか。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） これは、先ほども答えましたように、区長については法律的なものはございませんが、そのほかの特別職につきましては、法律で規定されているものもあるし、法の趣旨にのっとってやらなければならないということなので、個別にこれから、条例、規則の趣旨に反するかどうかを個々に判断していきたいなというふうに思っております。

○議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

○9番（佐藤輝雄君） そうすると、前のときにはいろいろ勉強して何とかきちんとしてますという話ですが、今回もそれは延びる、次回に延びるということによろしいですか。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 区長の方は延びることはございません。監査委員さんについては特別の規定がありまして、監査委員についてはもう規定されておりますので、これは議論の余地がございません。公共団体の長は、副知事、副市長、副町長と親子、夫婦、または兄弟関係にある者は、監査委員となることはできないと、こういう規定があるものもございまして、その都度、法の趣旨を考えながら、一つずつ検討していきたいなというふうに考えております。

○議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

○9番（佐藤輝雄君） それから、2番目の特別職の退職金の額の変更手続です。これについては、村田は条例化をいたしました。平成19年9月18日、条例第24条とあります。施行は19年10月1日施行する。この中では、町長の給与は、100分の30に相当する額を減じて得た額とすると、一つはね。それから、町長の期末手当の額は、町長特例給料月額を基礎とする、算定する。それから、退職手当も、退職手当組合負担金は町長特例給料月額をもって算出し、納付する、こうあります。つまり要は、村田はすべて3割カットしているんです。柴田の場合には、前にお話ししたときに、12カ月だけだ、だから同じ議員の中で町長が1,150万円もらってないよという話も出たんですが、ましてやここに出ているやつでは、額が出てないんですよ。ですから、ほかの人は大分勘違いしているんです。全部村田と同じようにもらっている月、それからボーナス、手当ですね、それからあと退職金も、すべて対等になっているんだというふうに思っていると思うんです。それについて、町長。

○議長（伊藤一男君） 総務課長。

○総務課長（村上正広君） 今議員おっしゃっているのは、村田の場合は給料、実際に条例で制定している従来の給与月額と、新たに特別の規準として今言われたように100分の30の給与額と、二つあるんです。それで、退職金の計算は、今言われたように特別規準額、要するに

30%下げたやつで計算しますよというような条例のやり方をやっております。柴田町の場合は、今91万6,000円だと思いますが、実際の給与ありますよね。そのほかに25%カットしています。そのカットしている額の退職金計算じゃなくて、退職金計算する場合についてはもとの給与で計算していきますよというような条例の制定になっているということで、村田とは異なるということで間違いありません。

○議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

○9番（佐藤輝雄君） だから私が言うのは、ここに出ている、「よくわかる町の仕事と予算」の状態でも、はっきりと間違わないような、村田のような形であるのが正しいと思っています。村田のように、すべてが30%カット、25なら25をカットする、退職金まで皆連動する、これが正しいと思っています。これは今からこの議会の中で、そうだとということになれば、条例が出てくるでしょうが。ただ、ここに出ているやつで、月額報酬だけ出ているわけです。トータルがないために、みんなが勝手に思えるわけです。全部連動しているだろうと。大体の人が連動していると思っているみたいです。これがただ上っ面だけで出ているところに問題があるのではないかというふうに思っています。これは総務課長さん、どうでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 総務課長。

○総務課長（村上正広君） 確かに給与の25%カット……、本俸を載せて、カットした分の金額を載せているということでございます。職員につきましても、今5%カットしていますが、職員についてもカットした額の退職金ではございませんで、本来の給与の退職金を、職員もですね、支給しているということでございますので、そういった勘違いといいますか、受け取り方で誤解を生じるようなことがあるのでは困りますので、その辺は今後考えていきたいと思えます。

○議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

○9番（佐藤輝雄君） 大前提は、すべて皆、25だったら25で全部、退職金まで含めて連動させるのが正しいというふうに思っています。これは議員の中で今からどういうふうになるかわかりませんが。ただ、今のところ、この金額が、25%だけで出されれば、すべて連動しているものだというふうに柴田町の人たちは考えますので、この辺は何か出し方を改めて出した方がよろしいのではないかなということで、これは出している企画財政課長かな。

○議長（伊藤一男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（加藤嘉昭君） 「よくわかる仕事」の中では、確かに25%減ということで、現行月額、4月から町長91万6,000円なわけですがけれども、25%減ということで、68万7,000円

という表記をしております。あくまでも、先ほど総務課長お話ししましたように、月額に対してのカットということで示しておりますので、条例改正の際に先ほどの村田町と同じように特別にしないと、できないんです。そういうことで、来年出す場合には、同じようにカットに町長がするのであれば、わかりやすく月額給料のみ25%削減というような形に表記したいと思います。

○議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

○9番（佐藤輝雄君） 村田がそうやっているのだから柴田もそのようにしたらどうでしょうかということ、最後、町長に。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） これは、よく考えていただきたいというふうに思うんです。柴田の町長と柴田の町長滝口 茂と一緒にされては困るということです。あくまでも柴田の町長については給料というものがあまして、それに基づいて退職組合でほかの自治体と同じように制度として支給されている。たまたま私は、財政的に厳しいので3割カット、そして職員にも迷惑をかけるということで一時期は50%カットをさせていただきました。ですから、それと制度自体は、やっぱりこれは違うのではないかなというふうに私は思っております。それで、村田の町長さんは退職金までカットするという公約だったか私はわかりませんが、私の場合は本俸、給料をカットするということで、公約として前々回掲げさせていただいたし、今回も職員の給料はあくまでも5%カットで、退職金には影響しないようにというふうに了解をもらってやってきたものですから、制度とやっぱり……、私も不祥事を起こして給料をカットしているわけではございません。みんなで痛みを分かち合わなければならないという趣旨でやっているものですから、それについては柴田町の制度として考えていただければなというふうに思っております。 [午後1時35分 17番 杉本五郎君 退場]

○議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

○9番（佐藤輝雄君） ちなみに、前にもお話ししたんですが、小泉純一郎さんが5年8カ月で退職金800万円だったという話をして、またぶり返しになりますが、そんなことをよく頭に入れておいてください。

それから、公共施設の改修の年次計画、これについて大分出ていて、まとめて、精査して出すような話あったやに思うんですが、それはどうなっているのでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（加藤嘉昭君） 以前にも答弁しておりますが、10カ年各課で必要な事業という

ことで取りまとめておりました、3月までに取りまとめまして、年度末には各議員さんなり町民の方々にも施設整備計画、事業等の計画をお示ししたいと、今取り組んでおります。ただし、きのうなんかも話ありましたように、財政が厳しい、ということばかりお話しして大変申しわけないんですけども、25年度までは相当厳しい財政運営が強いられますので、多くの改修計画なり新たな整備計画なりはなかなか盛り込むのは難しいだろうというふうに考えておりますので、優先順位をつけながら、今後10カ年でどれだけやれるか、3月までには順位をつけて整備計画に盛り込んでいきたいというふうに思っております。

○議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

○9番（佐藤輝雄君） 全部で、今のところ出てきているやつだけで194項目、約500億円ぐらいあるわけですから、それについては町長がよく言うように年次計画できちんと、貯金ある、あるじゃなくて。年次計画でしなければならないことは、さきほどの槻木中の耐震結果の0.4にしても、どうなるものかわからんというそういうものについては、危険度も含めて。前に同僚議員が言ったこの建物も、早目に診断やったって、わずか600万円で済むわけですから、耐震をやるにしても、やはり急がなければならないのではないかなというふうに思いますが、町長、どうですか。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） なんか輝雄さんの話を聞いていると、何もやっていないように聞こえてくるんですね、佐藤議員のね。来年度きちっと計画を立ててやるというふうにお話をさせていただきました。それから、やはりこれからは収入というものを考えなければなりません。そのとき、柴田町はおかげさまで税収と地方交付税が19年度ふえましたけれども、国の方がどうするか、さじ加減一つで変わってくるわけですよ。今年の夏のシーリングでは、来年は3.9%地方交付税をマイナスにするというお話でした。それでもって我々は4.5で組もうとしているんですが、ここに来て総理大臣は1兆円の地方交付税の増額。どうなるかわかりませんが、そういうふうに歳入の方は町長の力には及ばないところが多々ございます。そのときに、年次計画を立てるときに、大きな建物、例えば槻木中学校、一番最初にやらなければなりません、その資金計画というのが当然ございます。20億のうち、3分の1の補助も今ないんです。0.3以下ですとありますけれども、0.3以上の場合は補助金制度はなくなりました。そうしたら、今やれる範囲内であれば、やっぱり同じ0.6の船岡中学校の体育館を優先しなければなりません。ですから、資金計画と将来計画、それから国からの歳入、我々の歳入、トータルで考えて計画を立てなければなりません。もちろん、将来の歳入、なかなか予測する

ことは難しいともお話しさせていただきました。ただ、常に、今は財政規律を守らなければならない、25年度までは赤字を出してはいけないということで、9億円の貯金も本当は使いたいですけれども、我慢しながら25年度までは何としても資金計画をきちんとやっていきたい。その中の計画はもちろんお出しできるんですが、それ以降については不確定要素があり過ぎますので、もちろん出せと言えは出しますけれども、途中で変わらざるを得ないということもご理解いただいた上で出せと言うのであれば、これは出せるのではないかなと。そこは了解の上でやらないと、「何だ、出したんでないか、やらないんじゃないか」と、こう追求されますと、これも困るので、全体の計画と将来の収入構造、財政支出、そういうことを考えて、その程度でいいですというのであれば、これはお出しできるのではないかなというふうに思っております。

○議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

○9番（佐藤輝雄君） 今言われたように、そんなにきちっとAと言ったやつがBじゃないかと、そういうことで一々言う、ここにいる議員はだれもおりませんから。ただ、目安として最初どれから進めるのですかということについては、やっぱり町民に説明する責任、だから26年からお金8億出るんだと言っているわけですから、ある程度の分は、こういうものいきますよというくらいのめどはリーダーシップの中に入るのではないかなというふうに思います。以上です。

それから、西住小学校については、この間来たときに、これも児童館から出たわけなんですけど、項目が出たんですが、そのときに、この答えは町長が答えているんです。教育長ではなくて、教育長がしゃべろうとしたら町長が教育長を抑えて、そして町長がされたんです。また違うふうになりますね。いや、教育長が答えようとしたのが町長答えたんです。それでここに書いたんです。いや、またそこが違いますね。大分違いますね。いや、町長、これは後から聞くことにしてね。こういうふうに、言った、言わないの話が三つぐらいありますね。町長室でやりましょう。

それでまず一つ、15年11月に行財政改革特別委員会、だれかが言いましたが、報告書を出しました。そのときには、児童館は小学校との併設などを図り、効率的な運営に努めること。そして、今は19年8月現在で継続中だと、改革状況についての報告、こうなっています。その15年から19年まで、どんなことをやったか、お伺いしたいと思います。

○議長（伊藤一男君） 学校と児童館は違いますから。

○9番（佐藤輝雄君） いや、連動してるんだ。これは児童館のことで、少なくなる、少なくな

ると、今度どうやってふやすんだという話が出てくるわけです。

○議長（伊藤一男君） だから、分けて質問してください。

子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 今の議員さんのご質問の中では、西住小学校……。

○議長（伊藤一男君） もう一回。佐藤輝雄君。

○9番（佐藤輝雄君） 15年11月の行財政改革特別委員会の報告書では、児童館は小学校との併設などを図り効率的な運営に努めること。これに対して、どういうふうなことを児童館として、してきましたかということです。

○議長（伊藤一男君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 大変申しわけございません。

これまでの内容を読みましたときに、小学校の中で余裕教室があるかどうか、それに伴って児童館の運営というものができるかどうかという話の中で来ているかと思うんですが、学校には余裕教室がないということで今現在に至っているということでございます。

○議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

○9番（佐藤輝雄君） それから、きのうも出たんですが、児童館について数が少ないというのが出ましたね。20名ならばどうこうという話が、ここの懇談会のときに出たんです。そのときに20名までいけば別だけれども、20名までいかない場合にはちょっと考えなければならんという町長の話があったんですが、それについては変わりありませんか。

○議長（伊藤一男君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 説明会の中で、幼稚園と4歳児のクラスで考えた場合に、20人程度は保育の状況として必要じゃないかという説明についてのご質問かと思います。これにつきましては、我々が何をもとにして町民の皆さんにご説明したのかというようなご質問につながるのかなと思ったわけですが、いろいろなところの情報で確認をしますと、例えばうちの方で見つけたのは、奈良市の学校の規模適正化検討委員会というのがございまして、そちらの内容と、また県内と言いますと古川市の方の内容の中でも、1学級の適正規模は少なくとも20人程度は必要であろうと考えているんだということもございまして、人数が少ないところに、先ほどのご質問の中で町長が答弁させていただいた中でも、保育に当たっての保育環境ということから考えれば、1クラスの人数はそのくらいが必要じゃないかということをもとに説明させていただいてきているということでございます。

○議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

- 9番（佐藤輝雄君） そうしますと、西住小学校については人を受け入れる可能性もあるという話を教育長しましたよね。すると、児童館についても、大河原から来たいという子供がいるんです。それと同じような発想でとらえていいですか、児童館の方も。
- 議長（伊藤一男君） 子ども家庭課長。
- 子ども家庭課長（笠松洋二君） 児童館につきましては、児童館の規則の中の第3条で、現行の規定では「町内の子供」というふうに規定されているところでございます。
- 議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。
- 9番（佐藤輝雄君） その規則がいつできたか……。一番最初的时候は、大河原と船岡は一緒にいたんですよ、児童館に。そして、大河原にそのまま、大河原小学校に通っていたという経過もあるので、そこはなぜそうなったのかという。これがまたネックになってくるんですよ。
- 議長（伊藤一男君） 子ども家庭課長。
- 子ども家庭課長（笠松洋二君） ただいまの件のご質問につきましては、槻木児童館を条例に制定するとき、これは11年3月23日の提案でございますので、11年の第1回定例会なのかなと思うんですけれども、そちらで、今ご質問がありました柴田児童館と富上児童館の入館児童が減少している中で、統廃合を行うということの案件が議会の中でもご了承いただいたということでありまして、これに当たりまして、富上児童館の児童の利用の放課後児童対策として、当時の槻木小でも児童が減少しているということで余裕教室を借りまして、町と町教育委員会との間での協議もいただきまして利用することができました。それで槻木児童館が条例に加えられた経過がございます。そのときに、それまでは児童館の管理規定ということで児童館の管理を定めておったんですが、そのときに、これから明確にするということで、柴田町児童館規則を11年の第1回定例会において条例にあわせて規則が改正されていると。その規則で第……、失礼しました、先ほど申し上げました第3条で、児童館を使用することができるものは「町内に居住する幼児及び学童とする」というふうな規定で現行に至っているということでございます。
- 議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。
- 9番（佐藤輝雄君） 今、中学校は大河原に行っていますよね、西住小学校から。それと同じように、いろいろな事情で教育委員会同士で話し合っって西住小学校に入れる可能性もあるという話ですね。当然、そうすれば、今言った規則を変えて、大河原から西住児童館に受け入れることはできるということは、変えればできますか、変えることは可能ですか。

○議長（伊藤一男君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 今のは児童館についての規則の改正ということのご質問かと思しますので、子ども家庭課の方で答弁させていただきますが、当然、条例並びに規則につきましては、町の議会等へのご説明とご了承がいただければ、変えられるのかなというふうには思っております。

○議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

○9番（佐藤輝雄君） 今、西住児童館がかなり建物が老朽化しています。これも先ほどの話に戻るんですが、建物の件で町長になった時期に、児童館の屋根のペンキ塗りできないのかという話をしたら「年次計画だ」という話で、今もってそのままになってきていますがね。やっぱり、やる時期、やる時期でやっていけば、老朽化も若干もつというふうには思います。先ほどのをぶり返しますがね。その中で、「建物が老朽化、だから……」という話もちよつと出たんですが、その前に、我々の基本的なもの、これは行財政改革特別委員会の発想ですが、発想というよりも決まりですが、きのうも2点ばかり出ましたね。財政再建調査特別委員会の方で47項目を認めたのではないかという話です。これについては、このようになっています。担保として47項目は認める。その1項の中の一つに、こういうふうに出ているんです。「財政効果については、3児童館の値上げが5,900円から6,800円になった」。これは間違いなく財政効果です。あと、そのほかについては財政効果はありません。つまり、午前中西住児童館にいれば、午後からは船岡小学校の放課後児童クラブですから、だから、それは一切関係ありません。だから、この辺を議員の方たちも間違わないでほしいと思うんです。

そのほかに、一番大切なのは、要は、教育総務課と子ども家庭課の間で何らかの話をして、審議委員会を立ち上げるという話をご承知でしたか。

○議長（伊藤一男君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） それは、議会の特別委員会の方にご報告している説明の中に記載されているということで承知しておりました。

○議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

○9番（佐藤輝雄君） 財政再建調査特別委員会の中では、こういうふうになっているんです。今後の方針として、これは町の方です。「審議機関を設置し、平成20年度中で方向性を明確にするよう調査検討していく」、こういうふうになっているんです。教育総務課の方でも何らかのアクションは起こされたでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 子ども家庭課の方と審議を進めておりまして、今後、例えば教育委員、民生委員、それから私立幼稚園の園長、それらの方を含めた審議会的なものを設置するような方向で今打ち合わせをしております。

○議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

○9番（佐藤輝雄君） そうすると、今はないということによろしいですか。

○議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） はい、今現在、まだ設置しておりません。

○議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

○9番（佐藤輝雄君） そうしますと、47項目の中の1項目の児童館については、児童館だけだと思っていないんです。あくまでも柴田町の子供たちの政策なんですよ。つまり、西住児童館がなくなるということは、三名生……、まずこの文章を読んで、最初三名生から入っているんです。三名生、西住、柴田となっているんです。それが西住が一番最初になってきていますが。つまり、47項目のうちの財政再建の中の明確な方向づけとして、父兄にお話をすることが大前提になっているわけです。ですから……。

○議長（伊藤一男君） 児童館の質問は通告に入っていないので。

○9番（佐藤輝雄君） はい、ではこれは終わりにします。

だから、児童館については明確に、47項目のやつ、我々委員会の方ではこういうふうな審議委員会をつくって、その中で方向づけが出た。方向づけが出たやつを西住の父兄、それから三名生の父兄、それから柴田の父兄、保護者に話すと、こういうふうになっているんです。それを全然してないということについて、それで話し合いを、たかだか2回持った、私が入ってからは3回目やりましたかね。その話し合いも満足でない。そういう中において進められては困ると、こういうふうなことをお話しして、改めて、今からお話しすることができないでしょうから、一応これをもって私の話を終わります。

○議長（伊藤一男君） これにて9番佐藤輝雄君の一般質問を終結いたします。

以上で一般質問通告に基づく予定された質問は全部終了いたしました。これをもって一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

2時に再開いたします。

午後1時45分 休 憩

午後1時59分 再開

○議長（伊藤一男君） 再開いたします。

日程第3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

日程第4 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて

日程第5 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（伊藤一男君） 日程第3、議案第1号専決処分の承認を求めることについて、日程第4、議案第2号専決処分の承認を求めることについて、日程第5、議案第3号専決処分の承認を求めることについて、以上3カ件を関連がありますので一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました議案第1号から議案第3号までの専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

議案第1号の専決処分に係る平成20年度柴田町一般会計補正予算は、老人保健特別会計における医療給付費の歳出に伴い、繰出金として251万9,000円の増額を計上し、予備費をもって充用するものであり、補正後の予算総額には変更ございません。

議案第2号の専決処分に係る平成20年度柴田町老人保健特別会計補正予算は、医療給付費の支払いに伴う予算措置であります。老人保健事業は平成19年度で終了しており、現在は平成20年3月診療までの医療給付費等の精算期間となっておりますが、医療費に高額な支払いが生じたため、医療給付費に251万9,000円を増額補正し、同額を一般会計繰入金で充当するものでございます。

また、議案第3号の専決処分に係る平成20年度柴田町一般会計補正予算は、10月1日の人事異動に伴う人件費の組み替えを行ったものであり、補正後の予算総額に変更はございません。

以上3件の補正予算を地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。

まず、企画財政課長。

○議長（伊藤一男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（加藤嘉昭君） それでは、詳細説明をいたします。

議案書 1 ページをお開きください。

議案第 1 号専決処分の承認を求めるものでございます。

5 ページをお開きください。

今回の補正は、町長がただいま提案理由で申し上げましたが、歳入歳出予算の総額には変更ございません。

8 ページをお開きください。

歳入には変更ありませんので、歳出についてご説明いたします。

款、民生費、項 1、社会福祉費、目 3、老人保健医療対策費を 251 万 9,000 円増額するもので、老人保健特別会計へ医療給付費分として繰り出すものです。

老人保健事業につきましては平成 19 年度で終了しておりますが、精算期間であるために、医療給付費の支払いに伴う予算措置であります。

款 13、予備費は、251 万 9,000 円を減額措置させていただきました。

専決処分の日は、平成 20 年 9 月 24 日です。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（伊藤一男君） 次に、町民環境課長。

○町民環境課長（大宮正博君） それでは、9 ページをお開き願います。

議案第 2 号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

次に、11 ページをお開きください。

専決処分書でございます。専決処分の内容でございますが、ただいま町長が提案理由で申し上げましたとおり、医療給付費の支払いに伴う予算措置でございます。

老人保健事業につきましては、平成 19 年度で終了し、4 月からは後期高齢者医療へ移行しております。現在は平成 20 年 3 月診療分までの医療給付費等の精算の期間というふうになってございます。その中で、毎月、月遅れ請求とか、100 万、200 万単位で来ていたわけなんです。9 月に 1 件の診療分だけで 1,000 万円を越す高額な医療費支払いが発生したために給付費に不足が生じたということで、今回補正をお願いするものでございます。

13 ページをお開き願います。

平成 20 年度柴田町老人保健特別会計補正予算、第 1 条関係、歳入歳出予算の総額にそれぞれ

251万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億2,825万2,000円とするものでございます。
16ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、款4の繰入金、目1、一般会計繰入金、251万9,000円の増額補正でございます。医療給付費ということで、一般会計からの繰入金でございます。

歳出でございます。款2、医療諸費、目1の医療給付費、歳入と同額の251万9,000円の増額補正となります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（伊藤一男君） 次に、企画財政課長。

○企画財政課長（加藤嘉昭君） 17ページになります。

議案第3号専決処分の承認を求めることについてでございます。

町長が提案理由で申し上げましたように、人件費の組み替えを行なったものにつきまして専決処分の承認を求めるものでございます。

25ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に変更はありませんので、歳出のみご説明申し上げます。

款2、総務費、項1、総務管理費から、次ページの款10、教育費、項6、保健体育総務費まで、3町合併協議会の職員派遣など10月1日の人事異動に伴い人件費の組み替えを行なったものであり、12月10日に期末勤勉手当を支給する必要があることから、補正を行なったものであります。

専決処分の日は、平成20年12月1日であります。

以上で詳細説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。質疑は一括といたします。

なお、質疑に当たっては、議案名を示して行なってください。

質疑ありませんか。7番白内恵美子さん。

○7番（白内恵美子君） 老人保健特別会計の方で、16ページ、済みません、歳出の方で医療給付費。先ほど1件で1,000万円を超える高額医療費と説明があったのですが、どのような内容なんですか。

○議長（伊藤一男君） 町民環境課長。

○町民環境課長（大宮正博君） 1件当たり1,000万円を超すということだったんですが、Aさん、心臓の手術の入院でございます。期間が2カ月の入院ということで、費用はお一人で1,068万円かかっております。これが1,000万円を超す高額の治療費ですと、審査の方が結構

かかるということで、9月に請求が来たというふうな内容でございます。よろしくお願ひします。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん、よろしいですね。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案名を示して行ってください。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより、議案第1号、専決処分の承認を求めることについての採決を行います。

お諮りいたします。本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は承認することに決しました。

これより、議案第2号、専決処分の承認を求めることについての採決を行います。

お諮りいたします。本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は承認することに決しました。

これより、議案第3号、専決処分の承認を求めることについての採決を行います。

お諮りいたします。本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は承認することに決しました。

日程第6 議案第4号 仙南地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び仙南地域広域行政事務組合同規約の変更について

○議長（伊藤一男君） 日程第6、議案第4号仙南地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び仙南地域広域行政事務組合同規約の変更についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第4号仙南地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び仙南地域広域行政事務組合同規約の変更についての提案理由を申し上げます。

仙南地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び仙南地域広域行政事務組合同規約の変更につきましては、し尿処理について、これまで単独で処理していた川崎町を加え、2市7町で平成21年4月から、角田衛生センター、柴田衛生センターで共同処理することとし、これに要するし尿処理施設の管理運営に係る経費の支弁の方法を改めるとともに、代表監査委員の選任及び監査委員の補助職員の規定を定めることなどについて規約の変更を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（加藤嘉昭君） それでは、詳細説明をいたします。

議案書27ページをお開き願います。

議案第4号仙南地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び仙南地域広域行政事務組合同規約の変更についてでございます。

ただいま町長の提案理由説明にありましたように、共同処理する事務の変更及び規約変更は、し尿処理につきまして、平成21年4月1日から角田衛生センターと柴田衛生センターを新たに川崎町を加えた2市7町で共同処理することとし、処理施設の管理運営に係る経費の支弁の方法を改めるとともに、代表監査委員の選任及び監査委員の補助職員の規定を定めることなどについて規約の変更を行なうものであります。

改正条文につきましては、お配りしております関係資料でご説明いたしますので、議案第4号関係、別紙の「第4回定例会議案第4号関係資料」ということで、ごらんいただければと思います。

規約の一部を変更する新旧対照表であります。

規約第12条でありますが見出し「監査委員」を「監査委員及び監査委員の補助職員」と改め、第3項にただし書きとして、監査機能の停滞を防止するために、自治法第197条の規定に準じ、監査委員職務執行者の規定として、「後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない」ことを加えるものであります。

第4項としまして、新たに職員の任免及び庶務事項を行なうための代表監査委員に関する規

定を加え、第5項から第7項として、新たに監査委員の事務を補助させるために書記その他の職員を置くこととし、任免及び定数に関する規定を加えたものであります。

次に、組合経費の支出の方法を定めた規約第14条関係の別表の改正についてご説明いたします。

2ページをお開きください。

下段の太文字が改正や廃止になり、上段の太文字が改正になったり新たに加えられるものがあります。

2ページの最初の欄になりますが、平成21年3月31日をもって白石衛生センターし尿処理施設を廃止する予定でありますことから、管理運営に要する経費から解体に必要な経費等の負担割合を定めるもので、白石市が100分の96.66、七ヶ宿町が100分の3.34と定めるのであります。

3ページになります。

白石市と七ヶ宿町で運営していた白石衛生センターを廃止し、蔵王町、大河原町、村田町、柴田町で運営していた柴田衛生センターと角田市、丸森町で運営していた角田衛生センター、この両センターの経費を川崎町を加えた2市7町の全市町で負担し、事務の効率化を図るために、表のように負担区分と負担市町を改正するものであります。

また、負担割合を、均等割100分の25、実績割を100分の75とするものです。ただし、均等割負担につきましては、人口が少ない七ヶ宿町の実情を踏まえまして、七ヶ宿町に配慮した特例を設けるものであります。

4ページになります。

下段の一番左側の欄になりますが、柴田衛生センターは、先ほど説明しましたように、負担区分が角田衛生センターと一緒にすることから、廃止になります。

5ページになります。

備考の第2号につきましては、し尿及び浄化槽汚泥はキロリットルで算出されていることから、「重量」を「数量」に改めるものでございます。

それでは、再度、議案書の方にお戻りください。

29ページになります。

仙南地域広域行政事務組合規約の一部を変更する規約であります。29ページから32ページの表までは、先ほど新旧対照表でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

32ページの附則をごらんいただきたいと思います。

附則第1項では、規約の変更の施行は知事の許可のあった日からと定め、ただし別表の改正規定は平成21年4月1日と例外規定を定めるものであります。

第2項では、別表の改正規定に限り平成21年度分の負担金から適用し、20年度分までの負担金については従前の例によるものを定めたものであります。また、21年度分の負担金につきまして川崎町の実績割の算定に係る数量について定めたものであります。

規約変更につきましては、構成市町の議会の議決を経るものとされておりまして、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。10番我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） 説明を聞いて、ちょっとわからないんですけどもね。もっとわかりやすく教えてくれないかな。「七ヶ宿町を除く市町」、その下に「七ヶ宿町の負担分を除いた額を均等割」、これ、七ヶ宿町を除くということをしているのかな。これ、もう少しわかりやすく説明してください。

○議長（伊藤一男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（加藤嘉昭君） 議案書の29ページから32ページまでの表は、2市7町とも同じ議案で提出することになっておりまして、柴田町は、先ほど言いましたように別表の新旧対照表、こちらの表がわかりやすいということで、こちらの方でもう一度ご説明したいと思いますが、よろしいですかね。

31ページも同じなのでご説明申し上げますけれども、31ページ、本来であれば負担割合につきましては全市町ということで、負担金総額の100分の25が均等割、それから負担金の100分の75が実績割ということですが、下に七ヶ宿町ということで書いてありますけれども、七ヶ宿町につきましては、人口が極端に少ないということがありますので、七ヶ宿分については100分の25ではなくて、2市7町の人口に占める七ヶ宿町の人口の割合を乗じた額に七ヶ宿町ではしましようということでございます。その七ヶ宿分のやつを除いた分をほかの市町で均等割を負担しますという考え方でございます。

○議長（伊藤一男君） 10番我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） 大体わかったんですけども、そうすると、七ヶ宿の人口割ですと、七ヶ宿はどのぐらいの負担金額になりますか。人口割の方ですね。

○議長（伊藤一男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（加藤嘉昭君） 大変申しわけありませんが、手元にその資料を持っていないん

ですけれども、たしか七ヶ宿さん、2,000人ちょっとくらいの人口ですから、2市7町で20万人ぐらいですかね。ですから、20万人の1%ぐらいになるんですかね。七ヶ宿だけがそういう負担になるということでございます。

○10番（我妻弘国君） はい、わかりました。

○議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第4号、仙南地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び仙南地域広域行政事務組合同規約の変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

あす午前10時から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時23分 散会